



0037337-000

366.6-R597ウ

労働組合の組織と運営

労働省労政局労働教育課・訳編

中央労働学園

昭和23

AGF

366.6
R597

労働行政局労働教育課編

労働組合の組織と運営

Blank label

中央労働学園



366.6
R597



労働省 労働教育課 編

労働組合の組織と運営

中央労働學園版



はしがき

軍國主義の壓迫から解放された我國の労働組合運動は、世界に類のないほど急速な発展を示している。しかし進歩には常にたえざる反省と研究が伴わなくてはならない。それには、全世界の情勢と、我國の特殊な社会的経済的情勢の判断ももとより必要であるが、組合内部の問題を日常いかに民主的に處理してゆくかということが、直接的な、又根本的な問題でなくてはならない。

本書は、連合軍總司令部経済科学部労働課、労働教育班長デヴェラル氏が、労働組合の民主的な組織と運営について、平易に解説されたものの翻譯である。夙に我國労働運動に理解をもたれる氏が、その豊富なアメリカ本國における組合運動の體驗と、長きにわたる我國における體驗とからのもされた本書は、單に他山の石というだけにとどまらず一直接に我國労働運動にとつて参考になるものと信ずる。

第十九回メーデーも盛況裡に終り、我國労働運動の今後にも更に大きな發展が期待されるに於て、本書を世に送ることは、大いによろこばしい次第であつて、各層の御利用を期待すること大である。なお本書の翻譯には、當課の職員があつたが、取り急いだために不備の點が少くないかも知れない。今後の爲に御注意御叱正下されば幸いである。

昭和二十三年五月

労働省 勞政局 労働教育課

目次

第一篇 上級組合の組織と構成

はしがき	七
定義	七
起源	九
全国組合の規約	二
組合の目的	二
全国組合の運営	六
サービス	六
権限	五
地方の奉仕機関	六
全国組合同盟又は全国組合会議	九
AFLの組織	三〇
部門	三三

その他の部門..... 一五

権限..... 一五

局部..... 一五

その他の奉仕..... 一六

財源..... 一六

政策..... 一七

CIOの機構..... 一七

仕事..... 一八

労働團體間の關係..... 一八

結論..... 一九

第二篇 單位組合の構成と運営

序..... 二〇

規約と細則..... 二〇

組合のかたち..... 二七

職場委員..... 二九

組合の支配..... 三二

議事日程..... 三三

組合の運営方法..... 三三

民主主義の學校..... 三三

組合の役員..... 三三

組合長又は議長..... 三三

副組合長..... 三三

書記..... 三三

會計書記..... 三三

守衛長..... 三三

役員の選舉..... 三三

役員の指名..... 三三

選舉管理委員會..... 三三

選舉大會..... 三三

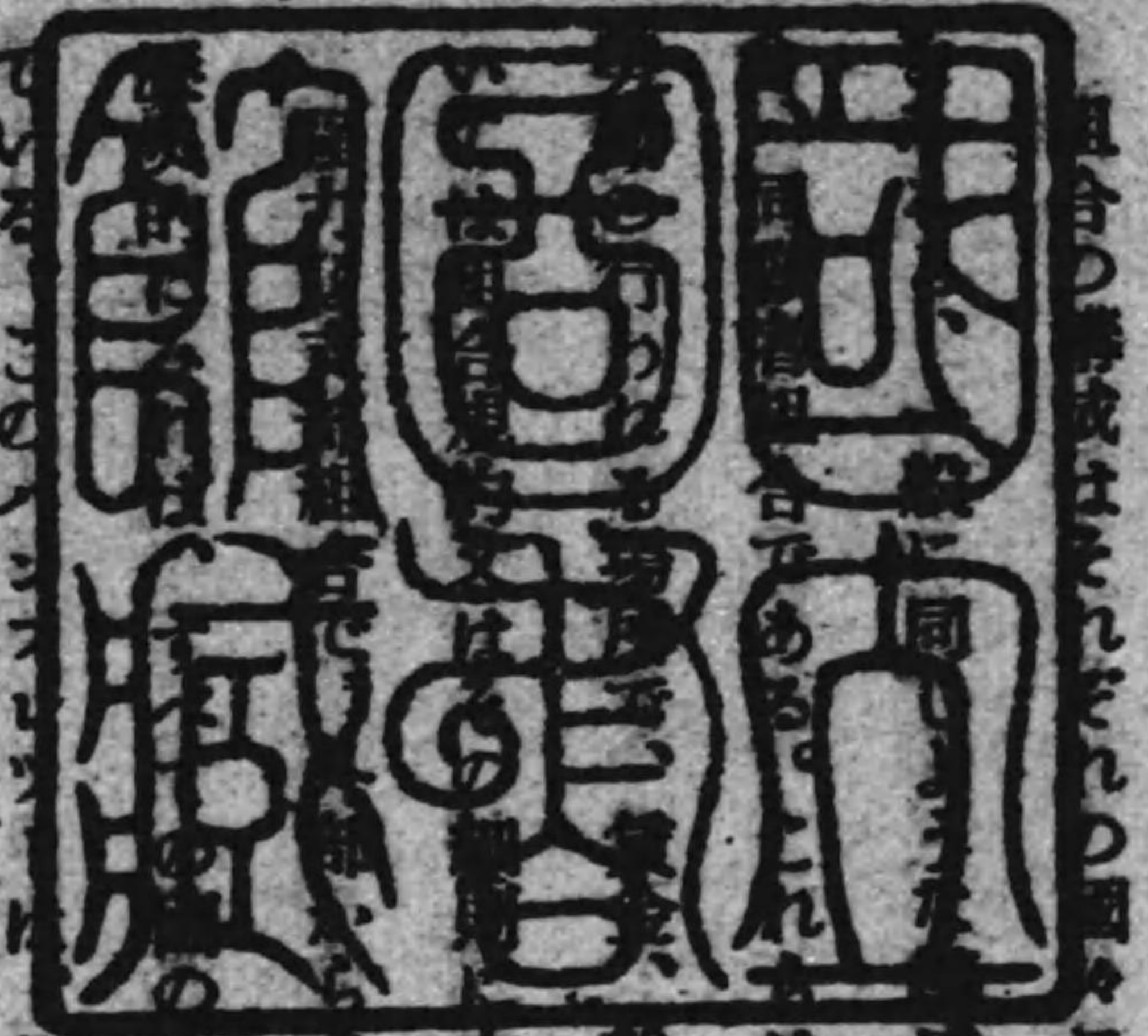
組合員の除名..... 三三

補助執行機關..... 三三

委員長會……………頁
 指導……………頁
 各種委員會……………頁
 委員會の會合……………頁
 組合の決議案……………頁
 委員……………頁
 支部協議會との關係……………頁
 全國組合との關係……………頁
 全國組合のサービス機能……………頁
 サービス機能……………頁
 縣協議會のサービス機能……………頁
 單位組合……………頁
 結語……………頁

第一篇 上級組合の組織と構成

はしがき



組合の構成はそれだけの団体によつて、いろいろ異なつてゐるが、世界の民主的な労働運動
成がみられる。組合の構成の基礎をなすものは、支部組合、分
は普通、工場、鉱山、製造所、停車場、郵便局、学校、その他
給料を得て働く男女の團體である。この團體の組織と運営につ
大體のことが定められている。
の援助もなく、自分の問題を解決して来た例も少しはあるが、
支部組合は、相互扶助、保護、支持を得るために連合體を作つ
このような連合體のいろいろな型の大略を説明しようとするも
のである。

定義

最初に用語の定義をしよう。

第一章 上級組合の組織と構成

フランス、イギリス、アメリカにある連合體の一つの型は、全國組合又は國際組合である。アメリカの全國組合には、國際組合という言葉を使うものが多い。それはこの組合の管轄が各州の外、ニュー・ファウンドランド、アラスカ、カナダ、プエルトリコ、ハワイを含んでいるためである。この「國際」という言葉は、時には全世界の労働者を包含する組合のことをいう場合と混同されるのであるが、これは勿論間違ひである。

さて、全國組合とは、同一の産業又は職業内で行われた支部組合の全國的な連合體である。全國組合の中には自動車労働組合のような産業別組合と大工組合のような職業別組合がある。このような全國組合は、同じ産業又は職業内に行われている支部組合がいくつか集つて、お互いに助け合い、防衛し合うために作られている。彼らは職業上の協力や職業、産業の上の利益を確保するために結束しているのである。

次に、より上級の團體は、上級の連合體といわれているもので、アメリカでは、産業別組合會議(CIO)と、アメリカ労働總同盟(AFL)がこれである。イギリスには、イギリス労働組合會議(TUC)、フランスには、労働總同盟(CGT)がある。又この外にアメリカには、四大鐵道友愛會、フランスには、キリスト教労働者同盟、労働者連合のような連合體がある。

これらの全國的會議乃至同盟は、本來、或一國內で最上級の組織を作るために、二つ又はそれ以上の全國組合が統合されたものである。すなわち、全國會議や同盟は相互扶助、防禦、協力、連絡の目的で作られたものである。

このパンフレットの中ではのべないけれども、唯一の最上級の組織の型は、労働組合の國際的連合體である。第一次世界大戦後は、國際労働機關(ILO)も國際團體を通じて、全國的労働組合連合體と連絡をとり、之に奉仕してきた。一九四五年以來、世界労働組合連盟(WF TU)は、ソ連、中國、アメリカ、イギリス、フランス、その他の國々にある全國的連合體を統合してきた。今、西半球の全國的連合體は、世界労働連に加入していないAFLの指導の下に、全米労働組合の連合體を結成しようとしている。

起 源

米國と英國— 世界最古の労働組合のある國—の過去百年間の労働組合の歴史をみると、まず最初に支部組合がつくられている。その次に支部組合の地域的連合體がつくられ、最後に全國組合がつくられた。全國組合の連合體はもつと後に發達したものであり、國際的連合體の發

限は最近になつてみられた。

支部組合は家族制度に比較することが出来よう。支部組合は、労働運動の基本的単位なのである。労働者の基本的権利と義務、特権と責任をもつのは、この支部組合員である。正確にいえば、労働運動の根源は、相互扶助と防禦のために、自由に團體を結成することのできる男女の國家的公権に由来するものである。

男女が支部組合を結成する場合、自由に團體を結成しうる権利は支部組合の組織、構成、運営を明細に定める規約又はその細則を文書で作成することによつて實現される。更に、全國組合の結成も、この基本権に基くものであり、支部組合は、全國組合の組織、構成、運営の基礎をなすものである。このようにして次々に、上級組合が組織される。この點は重要である。というのは、支部組合の自治性という觀念がこゝに存するからである。すなわち全國組合の力は支部組合から發し、連合體乃至會議の力はそれに加入している全國組合から發するのである。

一般組合員大衆が交渉單位として行動し、議論することによつて支部組合、全國組合に權威を與えるのである。彼等は、上級團體の明確な構成、運営、權利、義務を記した規約を文書に

より作成することによつて組合の自由を護るのである。

そこで全國組合の研究を始めることにしよう。

全國組合の規約

全國組合の規約の特殊な性格は、全國組合内部の民主主義の性格を決定することになるのである。非常に重要である。全國組合に與えられる權限が余り大きすぎると、各組合員が自分の組合を統制出来なくなることがある。又與えられる權限が小さすぎると、全國組合は、加入各支部組合の相互扶助や防禦をなす目的を遂行出来なくなることがある。

組合の目的

各組合理約には、全國組合の基本的目的がのつてゐる。民主主義國家では、全國組合の第一の目的は、團體交渉を行い、賃金、時間、その他種々の生活、労働条件を列挙する團體協約を締結する目的で、賃金労働者たる男女を統合することである。この協約には、安全、衛生、休暇、その他使用者と労働者の關係についての事項がすべて含まれてゐる。全國組合の第二次的

な活動としては、社会的、政治的活動が企てられている。

規約のそのつぎの條項では、合理的に、組合員となることのできる資格を定めている。

彼等は事務員であろうと、溶鐵工であろうと、すべて鐵鋼労働者といえるであろうか。どこで働こうともすべて大工といえるだろうか。経営者は組合に入れるか。組合に加入の出来ないのはどんな人達か。この條項は、國家の労働法に違反しないように、全國組合の組合員大衆の意見をとりいれて定められる。

そのつぎにつづく一連の條項は、全國組合の明確な構成をえがき、組合の役員、その權利、義務、權限を詳細に定めている。又組合員が、當然役員に選舉される資格をもつことも定められる。執行委員會、中央執行委員會の委員の選舉、任期、權限、權利、義務についても定められる。委員會に對する權限の委任について詳細に定められることもある。委員の彈劾について詳細に定められることもある。

全國組合の最高政策を樹立する機關は組合の年次大會であるから、全國組合の規約には、年次大會開催の時期、及びその大會に送る代議員の選出について詳細な規定、會議の附議事項、開催の手續が設けられる。會議の運営に關する事項は、すべて詳細に規定される。組合の

役員や執行委員が、年次大會で選舉される場合には、その指名及び選舉について明確に定められる。もし、年次大會が候補者を指名するだけで、組合員大衆による選舉が後で行われる場合には、規約は指名の手續を定め、一般投票の方法について明確な指示を與える。他の條項には、組合員が負擔する組合費の額、支部組合に保留される組合費の割合、全國組合に送付される頭割組合費の割合のような、全國組合の財源の構成について定められる。規約で、職業基金、教育基金、又は組織基金その他の特殊基金の設置を定めてもよい。組合員に經濟的利益を與える健康、醫療及死去基金を設置している組合もある。支部、全國兩組合が、定期の財政報告書を公開出来るように、會計簿の検査についても定められる。組合の會計を司る役員が責任が定められ、又しばしば、資金管理委員が設けられる。それらの人々の仕事は、金錢の支出及び、基金の保管を監督することである。

全國組合は労働運動の基礎的な上級團體であるから、全國組合の規約は、通常支部組合の構成と運営について、非常に詳細に規定している。支部組合の役員や、委員會の委員の義務が定められている。支部組合の事業の執行、大會の頻繁なる開催、秘密投票選舉の施行はこれである。各支部組合の規約には、ここにのべてきた基礎的な條項は必ず定められなければならない。

が、なおそのほかの條項を附加することもできる。新たに加入した組合は、同じ支部組合の規約條項を遵守しなければならない。

權利と義務を明細に定めている規約は、全國組合に加入している各支部組合にとつて、その全國組合が民主的に構成されているという保障になる。もし、ある支部組合が獨裁主義にちかいるようなことがあれば、全國組合は、それに干渉して、民主的な手續を再び定めなおす權限を與えられてゐる。全國組合の役員が、規約上の權限を越えて行動した場合には、支部組合にはその役員を公判に付する權限が與えられてゐる。もし有罪としまれば、役員は地位からしりぞかねばならない。告訴の準備を行い、公判に附する手續は、勿論、全國組合の規約に明細に規定されている。このような公判手續は、各支部組合からの代議員からなる全國的大會で最終的に決定されるのが普通である。同様に、全國組合の規約はしばしば支部組合が組合員を除名した場合、その組合員は次の全國組合の年次定期大會に除名決議の取消を訴ふる權利をもつことを規定している。

この公判手續は重要である。というのは、もし全國組合乃至支部組合の小グループの者が隨意に、組合員を除名出来るとしたら、組合員の權利が侵害されることになるからである。

全國組合の中には、罷業に際してとらるべき方法について詳細に列挙するものが多い。支部組合が罷業を行う爲に必要な投票における得票數を定めることも多い。労働組合の責任を保持する爲に、ストライキをするという投票が行われた後でも、争議の経過を全國組合の執行委員會や役員に送付した後でなければ、支部組合はストライキにはいることは出来ないと定めることも出来る。これらの役員は事實を審査した後、支部組合がストライキを起すのを許可するかどうかを決定する。全國組合が、ストライキを許した時に始めて、ストライキをする人々に資金その他の援助を行つて支持を與えるのである。山猫、ストライキ、又は全國組合の認めないストライキを行つた支部組合は處罰され、或は全國組合から除名されることさえある。こゝで再び、全國組合の規約は、少數のもの無責任な行動から組合員大衆を保護しているのである。全國組合の規約には、支部組合の會議のやり方を定めることも多い。これは各支部組合が、全組合員によつて民主的な大會を開き、一般組合員が自由に民主的に意見を表明することを許し政策や行動の決定については多数決によるということに對し、基本的な保障となるものである。

全國組合の規約は又、全國組合の組織、出版、教育、法律、研究部等のいろいろな部につい

て定めている。どういふ人が各部長によるのか、どういふ方法で部長がきまるのか、部長の地位につくのを承認するのは誰か、又各部はどんな義務をもつのかについて詳細に定められる。又各部の権利、義務、権限、責任もはつきりと定められる。

要するに全国組合の規約は、非常に基本的で重要なものであるから、支部組合員はすべて全国組合の規約を熟知しておく必要がある。組合規約ではつきりと、権利、義務、権限、責任を定めておかないと組織上混乱をきたし、権限や権威を濫用する可能性が発生するのである。

全国組合の運営

全国組合の政策や活動は、組合の指導者や執行委員がきめるのではない。優秀な指導者が新しい政策を發展させてゆくことはたしかに事實である。しかし、優秀な指導者としての要素は、健全な組合政策を考え出し、組合員大衆が年次大会でこれを採用するように説得する能力である。獨裁的な組合又は労働ボスに牛耳られている組合では、大会は表面民主主義をよそおった紙芝居にすぎない。民主的な組合では、基本政策や活動計画は、組合年次大会へ送られる一般組合員の代議員によつて決定される。そして、組合の役員や執行委員会は、年次大会の決定に従うのである。

さて、全国組合は、本質的には、所属支部組合へのサービス機関である。丁度よい奥さんが、家庭生活に必要な品物を求めに三越へ行くように、全国組合は、健全な團體交渉を促進し、優秀な労働協約を締結させ、實際的な労働教育を推進する等、支部組合にいろいろなサービスをする爲に存在しているのである。

實際、御殿場と富士山の関係を描くことによつて、この状態を考えることが出来るよう。富士山の頂上が全国組合事務所である。そこからは、種々の政府機關をみる事が出来る。又鹿児島から北は網走旭川まで横がつているすべての支部組合をみわたすことが出来る。谷の下、御殿場には小さな支部組合がある。遠く、東京、横濱、小田原、千葉には他の支部組合がある。それらの支部組合には多くの問題がある。しかし、それは支部組合であるが故に、直ちにその解決をみ出すことが出来ないものである。そこで、支部組合は日本全體を見渡せる富士山に使を出す。そして、法律家、組織部員、教育専門家の助けをかりたり、經濟上の援助をうけたりする。それと同時に、富士山頂の役員も常に注意していて、下の御殿場で事件があることを知ると、援助が出来るかどうかをみに、使者を派遣する。もし、御殿場の支部組合に、誤った労働

指導者を発見すれば、悪を矯正し、民主主義を再建する爲に、組合役員を送るのである。しかし、その間の関係ははつきりしている。御殿場の支部組合は存在していて、その目的を遂行し、全国組合の役員の援助をうけるのである。しかし、もし、その役員が充分にその目的と任務を果さなかつたならば、その役員は、御殿場の支部組合のためになつたとはいへないことになる。

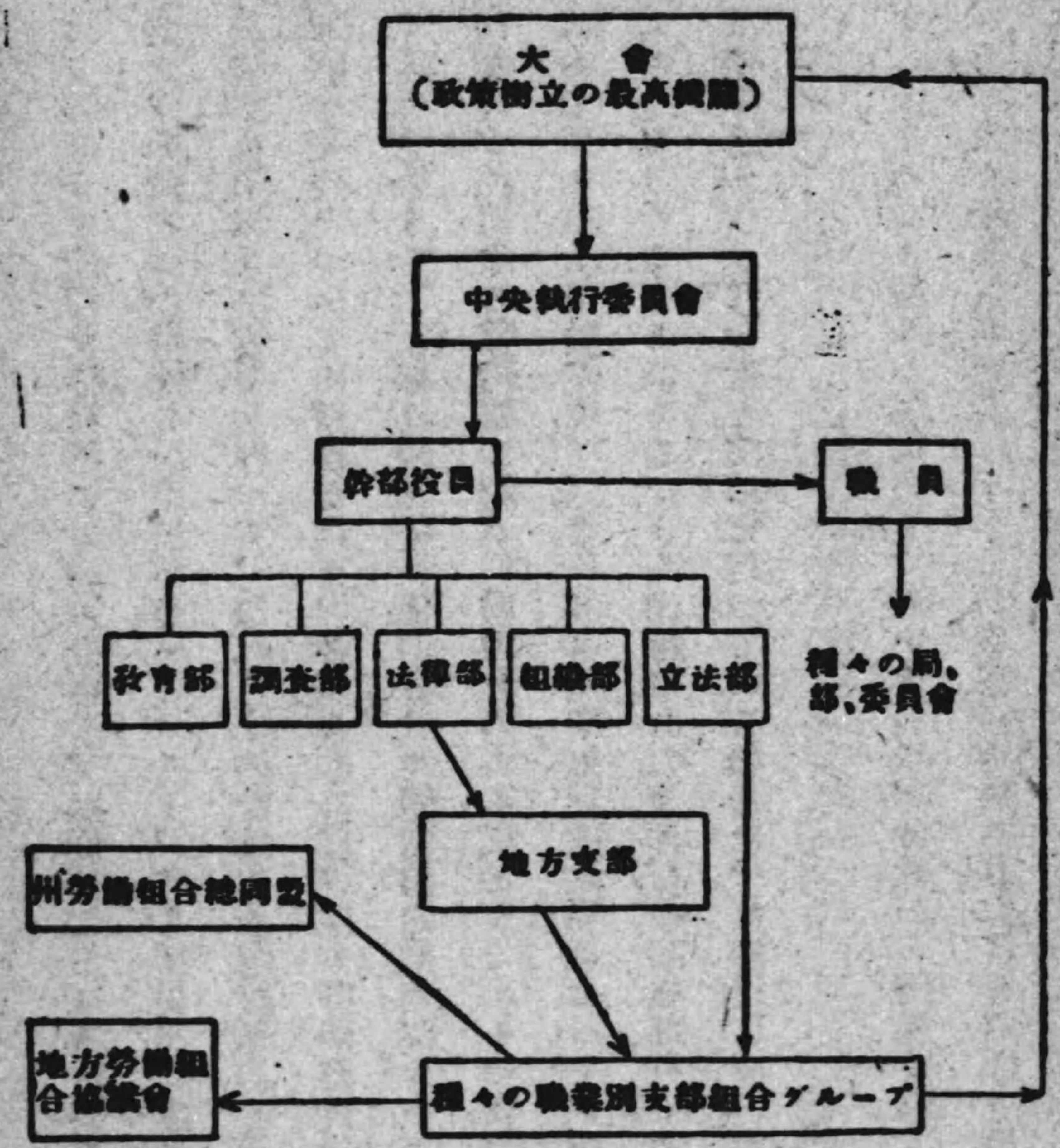
サービスマ

民主的で活動的な全国組合が、その支部組合に對してなすサービスマについて考えてみよう。その第一義的な責任の一つは、未組織労働者を組織することである。組合は、組織部と言われる部を持つてをり、そこには新たに支部組合を組織し、存來の支部組合の當面する問題について助力を與えることを目的とした、経験ある組合員が雇われている。

支部組合は、その町に、同産業、同職業の工場があることを発見するかも知れない。そこで働く労働者は組合が作り出したいのだが、どうしていゝかわからない。そこで支部組合の役員が数人の労働者の名前を調べて、それを全国組合の組織部へ送る。数週たつて組合の組織部員がやつてきて、労働者と相談し、支部組合のつくり方、規約の書き方、團體交渉の始め方を教えるのである。

又支部組合は團體交渉を行つている最中に、困難なことに遭遇することが多い。使用者は帝大出で、労働者は小学校しか出ていないとすると、彼らは妥協に達することができない。そこで彼らは全国組合に電報を打つて、なれた交渉委員を全国組合から派遣してもらふことになる。彼は交渉についての援助を與え、必要とあれば、地方労働委員会の調停にかける準備をするように忠告する。又彼は袋一杯の他の会社の團體協約書を持つてきているので、支部組合の交渉委員が提案する協約書の起草に助力を與えることもできる。彼の仕事は支部組合にこうせよと命令することではなくて、サービスマするという立場にたつて、援助や忠告を與えたり、相談にのつたりすることである。よく訓練された交渉員は組織部員である場合もある。もし、その支部組合が大きな会社と交渉を行つている場合は、交渉員には、上級組合の役員がなることがある。

又、支部組合が優秀な協約をもつているのに、会社から解雇された者があるとする。組合員が、その人が優秀な職場委員であつたが爲に解雇されたように思う時には、組合員は大會をひらき、ストライキをするかどうか投票を行う。そして、組合は協約を實行させるために、スト



大会は政策の樹立に對し最高の権限をもっている。大会は上級役員や中央執行委員を選出したり、その候補者を指名したりする。局及び部は全ての支部組合の各々にサービスする。地方の事務所は支部組合に對し、實に細いサービスを行う。支部組合は直接、全国的職業別組合に加入している。又州労働總同盟にも加入しているし、各地区乃至市にある地方労働組合協議会にも加入している。

ライキを行うつもりであると全國組合に打電する。すると、全國組合は「マダ、ストライキスルナサトウシコンヤタツアスアツク」と返電する。

組合の役員がやつてくると、すぐ活動を始める。解雇された労働者が呼び出され、事件の真相を伝える。組合本部から来た訓練をつんだ役員は、澤山の質問をし、又出来るだけ完全に真相をつかむため、他の職場委員を呼び寄せる。さて十分に事件を聞き終ると、彼は組合幹部と共に会社側の役員を訪れ、再び事件について論議する。多分組合本部から来た人の説得が功を奏して、この事件は全面的に解決されるだろう。それでもなお会社側があつた男を解雇したのはこの爲だと言ひ、組合はあの爲だと主張するならば、全國組合の代表者は次のような助言をあたえるだろう。「まだストライキをするのは早い。これは明らかに労働組合法違反である。直ぐに労働委員会に提訴しよう」組合の指導者は提訴のやり方が分らないと言う。

その夜、さつまいもとグリーンピースの辨當を喰べてから、全國組合からの派遣員は、事件の真相、組合法違反の事實を述べ、労働委員会に解雇された労働者を復職させるよう請願した合法的な書類を書き上げる。翌日これについて組合幹部と相談してから、みんなで揃つて労働委員会へ出掛け、公式に労働組合法違反の提訴をする。このような助言と援助により、組合の

代表者はストライキと言ふ武器を輕率に使わずに、支部組合が契約を使用者に履行させるのを援けることになる。

その夜の夜行列車で、組合役員が東京に向けて出發する時、支部組合員達はみな彼に叫びかける。「助けて頂いて、本宮に有難う。はじめて私達は我々が全國組合にお金を送つて上げることの必要なわけがわかりましたよ。」と。

全國組合のもう一つの仕事は、立法部をうまく運用することである。同部は労働法を分析研究し、これらの労働立法にきめられた労働者の権利義務について、支部組合に助言をあたえるのである。又議會を注意深く監視し、議員達と連絡を保つ。一つの支部組合に、ある地方的な政治問題が持ち上ると、東京の全國組合本部に助力を頼むことが出来る。すると多分一日程たつて、組合の立法部からの派遣員は、その地方から選出された議員を訪れる。彼は問題を説明し、すぐに何らかの處置を取るよう頼む。又一定の政府機關に行き、事情を説明してから、早く處置してくれるよう要請する。勿論、地方の支部組合に對しては、電報で取つた處置を知らせる。絶えざる研究と連絡により、立法部は、全國の労働者の要望、要請や要求を政府に對して知らせることが出来る。

同じように或る支部組合で、組合員達が労働基準法や失業保険法の解釋に苦しむ場合、全國組合本部に問い合わせる。立法部は直ちに解答を送る。若し、本部でも解らぬ場合は、關係政府當局へ出かけ、すぐに答を得る。こうして、支部組合のために全國組合は奉仕するのである。

普通はすべての支部組合の會計は、自身の手でなされるのであるが、どうかして組合役員の中、誰か不正直なものが組合資金をこつそり盗む場合がある。全國組合本部は、一年に一度づつ、すべての支部組合を廻るだけの、會計検査職員を置いている。この本部會計検査員は、支部組合の帳簿やその他の書類を検査する。彼は銀行預金となつている金高が實際銀行に預けてあるかどうかを調べる。又支部組合が、確かに事實通りの會計報告を組合員に對して行つてゐるかどうかを確める。財政上の不正を見出した場合には、支部組合の役員に事實を指摘し、又全國組合本部にも報告する。若し支部組合が、直ちに事態を改めない時は、支部組合員を、詐欺、あるいは非民主的な會計から救うために、全國組合は干渉する。

なお、新しい支部組合で、やり方を知らぬ會計員がいるとする。會計検査員がやつて来て、會計書類の全然ないのを見出す。なれぬ會計員が説明する。「私は家に大きな箱をしまつておくのです。會費を受け取ると、その中に納めておきます。何か支拂う時はその中から出しま

す。會計報告をする時は、箱を組合に持つて来て、會長に金を勘定してもらいます。」
 そこで全國組合の會計検査員は次のように言います。「佐藤さん、それも一つの方法ですがね、最近の労働運動では、會計報告は正確なものにするよう氣を付けねばなりません。組合員やあなた自身を保護するために、正確な記録が必要となります。」そして彼は組合會計帳簿のつけ方を説明する。そして「晩會計検査員と話し合った後、なれぬ會計係りは、何冊かの帳簿を用意し、全國組合から援助を受けたことをうれしく思う。」

全國組合の教育部は、非常に重要な奉仕機關である。というのは、それは支部組合の参考のため、教育計畫を立てねばならぬからである。支部組合に助言をあたえ、夏期學校を後援し、新しい幻灯寫眞、紙芝居、労働關係の書物やパンフレットなどについて教えねばならない。教育部長や職員は、しばしば旅行をして、支部組合員と語り合い、どうしよううにしたら一般組合員に對してもつと役に立つようになるかを見出さねばならない。或る支部組合は組合會計についてパンフレットを書いてもらいたいと言ひ、他の支部組合は、「私達はどうしよううにして會合を開いてよいか分らないのです。組合大會の開き方というパンフレットを書いて、送つてくれませんか」と言う。

教育部は大學や専門學校と連絡を取り、夏期休暇の間、それ等の學校を借りて、労働者の夏期學校を開催することも出来る。全國組合の教育部は、その組合大會に出す書類の中に、その仕事の要領を書いておく。教育部員は、常に一般組合員の教育上の必要に役立つ熱心な、活潑な不斷の努力家でなければならぬ。

全國組合はその他、婦人問題部、法律部、調査部、リクリエーション部等多くの部を設けてもよい。上に略記した部と同じように、それ等の仕事は規約の中で定められ、その計畫は大會の決議によつて略々きめられる。またその根本の目的は常に「組合員への奉仕」でなければならぬ。

組合員から頭割の組合費を徴集しているくせに、殆んど、或いは全然奉仕を行つていないよ
 うな全國組合はその名にあたいしない。

権 限

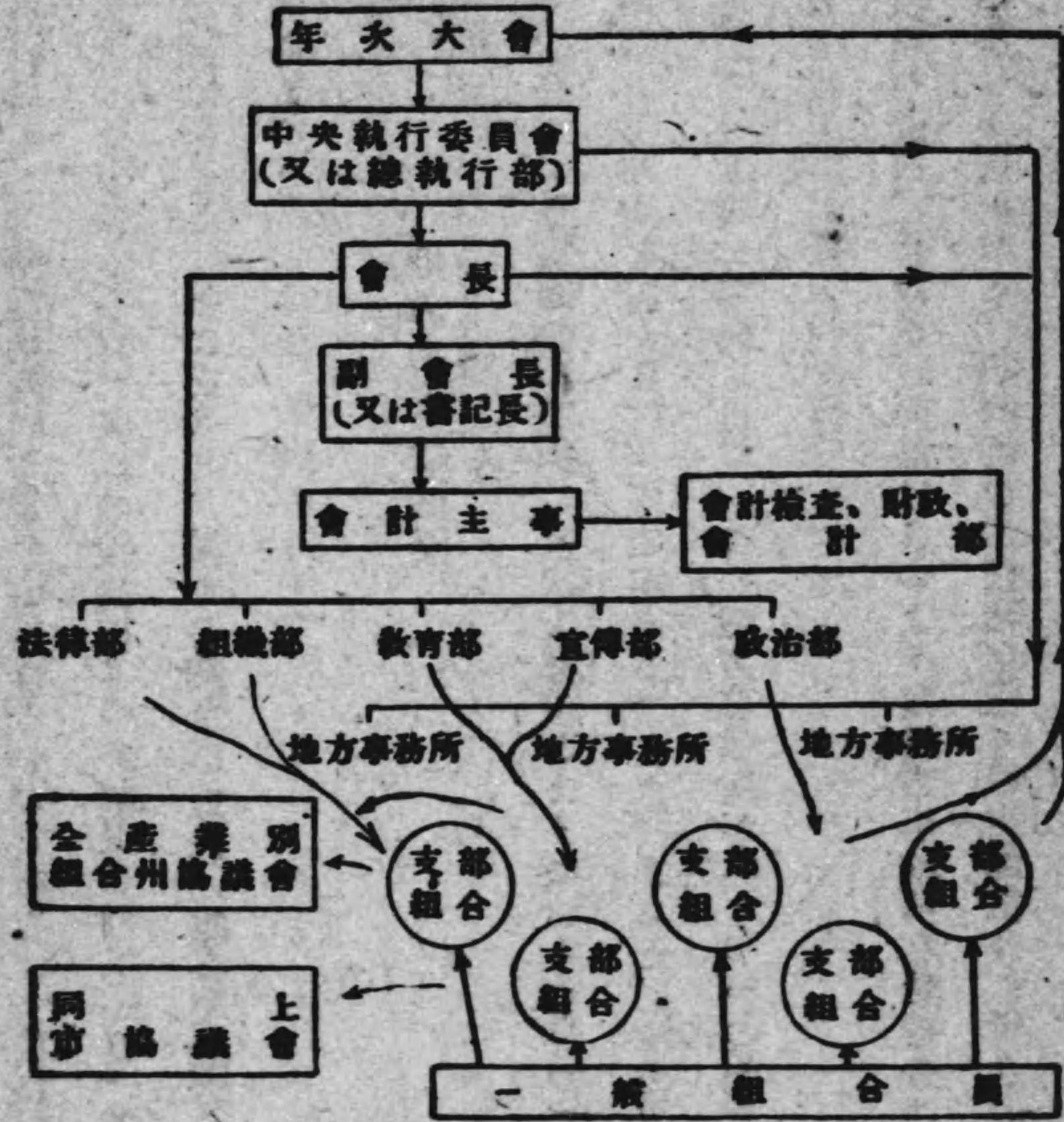
殆んど全ての組合は、議長なり會長なりと呼ばれる組合の長に、日常の仕事についての權限をあたえている。彼の仕事は種々の部の仕事を監督し、特別の問題を持つて支部組合からやつ

て来る代表と會見し、又時には、一つ又はそれ以上の支部組合の團體交渉に援助をあたえることである。

彼の權利と義務は、規約にはつきり書かれてある。しかし規約には普通、全國にわたる組合員から成り立つて居る中央執行委員會は三ヶ月毎に開かれねばならないと定められている。その會は普通數日かゝり、その間、會長及び役員は、彼等の實行して來たこと、これから爲すべきことについて、報告しなくてはならない。すべてのことが、執行部の多數決による同意を経ねばならない。又同意を得たものでも、最後の決定は定期の組合大會でなされる。アメリカにおいては、英國においても、これら大會の完全な報告を、組合新聞に載せることが普通の習慣となつて居る。即ち一般組合員が、大會と大會との間に行われることを正確に知つておくことが必要だからである。組合長は組合週報にその一週間に行つたことに就いて報告を載せる。彼の公表聲明、報告、行爲等により、一般組合員は、彼がよい役員かどうかを決めることが出来る。

アメリカの全國組合の二人の上級役員は組合長と會計主事である。組合長は組合の業務執行の長であり、會計主事は會計上の文書を保管し、全國組合の帳簿を組合長の監督のもとに保管する。そして二人の役員とも組合執行部に定期的に報告し、執行部に對して責任を負う。最後

典型的な全國的産業別組合の構成



この圖は支部組合と全國的産業別組合との關係をえがくものである。全國組合はすべての支部の組合からの代表からなる年次大會の決議に従つて動くのである。

選ばれた役員は全國組合の日常の事務を取り、全國組合の種々の部を監督し、定期的に中央執行委員會に報告をなす。地方事務所は一人の中央執行委員の指揮の下に、更に細かい直接の援助を支部組合に對して行う。支部組合は上級團體と連絡を保ちまた州の、又は市の、同じ全國組合に屬する他の組合の全ての加入している州協議會、又は市協議會と連絡を保っている。

的には全ての役員が毎年の全国大会に報告し、大会に對して責任を負うことになつてゐる。これは時として勢力均衡の方策といわれるものである。すなわち、役員や部長達の権限は、規約にはつきり決められた彼らの義務によつて制限されている。権限をいろいろの役員や、執行部の間に分けることによつて、権力の釣合が取れ、組合獨裁者の成長が阻まれることとなるのである。

地方の奉仕機關

殆んど全ての全国組合の規約には、大都市のようにいくつかの支部組合のある地方には全国組合の地方事務所を置くと言う規定がある。ときによると、地方事務所が一つの州を受け持つ場合もある。又他の場合には、一つの地方事務所がいくつかの州を含む大きな地域を受持つこともある。

中央執行委員、又は執行部員はこのような地方事務所を受持つ。假の事務所には、全国組合の組織部員が置かれる。執行部員の仕事は種々の支部組合に行き、團體交渉に援助を與えたり、助けを求められた時に助力し、組織部員がまだ組合のできてないために、組合の恩恵に浴して

いない工場を忙がしく尋ねてゐるかどうかを見ることである。

組合規約に地方事務所長が、組合の教育活動、リクリエーションに援助をあたえねばならぬと定めてゐることが多い。すなわち、全国組合の地方事務所長の全ての仕事は、支部組合に對し、一層多くの直接の援助をあたえることである。

全国組合同盟又は全国組合會議

さて今度は全国組合同盟、又は會議について語らう。支部組合が全国組合を形成すると同様に、全国組合が同盟又は會議を形成してゐるのを見よう。同盟又は會議は、支部組合と關係をもつてゐるのでなく、全国組合と關係をもつてゐるのである。全国組合はそれぞれ、ある程度まで自主的なものである。實際アメリカにおいて、もしCIO又はAFLが傘下全国組合に屬する支部組合のことに介入するようなことがあれば、全国組合は直ちに強い抗議を申し込み、上級同盟又は會議の役員に余計なことをするなと言ふであらう。

この點はよく心に留めて貰ふことが必要である。何故なら上級同盟又は會議は、全国組合がつくつたものだからである。それは支部組合に命令をすることは出来ないし、支部組合に政策

を強いることも出来ない。全国組合と同様に、全国組合同盟又は全国組合会議は、全国組合に援助をあたえる奉仕機関である。

AFLの組織

AFLとCIOはその構成において、いくらか違っている。それで両者が何故今のような状態となつたかをよく理解するために、別々に研究して見る方がよいと思う。

歴史的に見て、AFLは明治時代、はつきり言うなら一八八一年に組織された。その前にも全国的の労働運動を組織しようとする試みが澤山あつたがみな失敗した。それでAFLが時代の試練をうけた最初の試みとなつた。

圖に示されたように、アメリカ労働総同盟は今日、約百三の全国組合、四つの部、千五百をこえる直接加入の支部組合、四十九の州労働総同盟を含んでいる。又約七百八十の都市中央事務所を持つている。

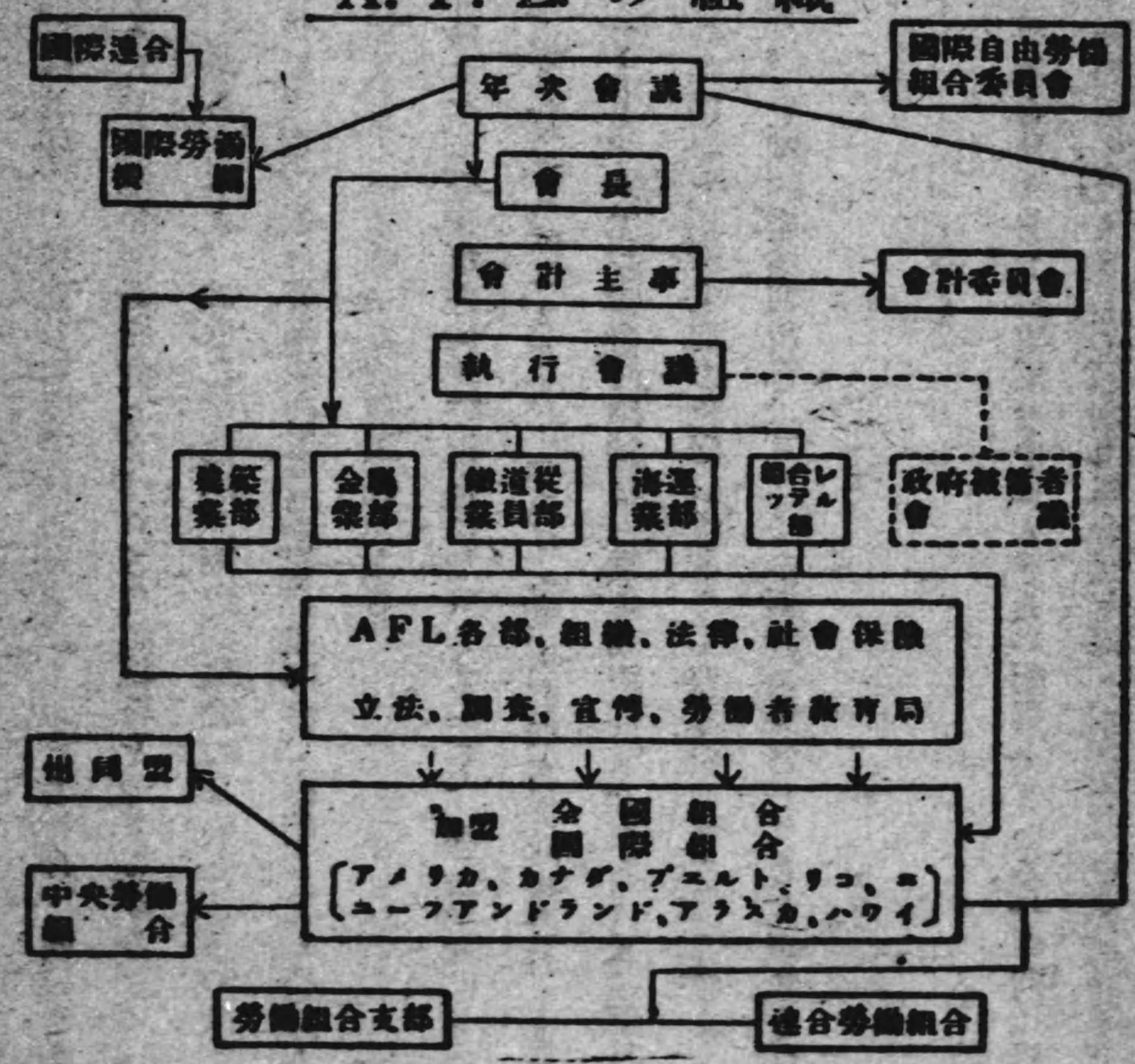
AFLの大部分を構成するものは、それに加入している全国的組合や、国際的組合であるが、AFLはまた聯合労働組合とよばれる多数の支部組合とも、直結している。各種の職業の労働者が少数しかない地域や、独立した職業別組合をつくりうるだけ、同種の職業の労働者がいないところではAFLは連合労働組合とよばれる合同組合をつくらせる。又一定の職業に従事している労働者が加入すべき、適当な全国的、国際的組合のないところでは、AFLは労働組合支部を組織させる。この連合労働組合と労働組合支部は、直接AFLに加入している。これがAFLに直接加入している唯一の支部組合である。

他の支部組合はすべて全国組合か国際組合に加入している。加入組合について大事な區別があることを注意しておこう。時々AFLに加入する鑛山労働者合同組合のような組合は、純粹な「産業別組合」であり、木工友愛會は純粹な「職業別組合」である。又、國際婦人衣服従業員組合は、産業的の基礎の上に職業別の色彩を織りこんだものである。このようにAFLには、全国的職業別組合、全国的産業別組合、及びこの兩者の混合したものが含まれている。

部 門

全国組合や國際組合はAFLに直屬せずにAFLに附屬している各部門に屬している事が多い。全国組合や國際組合はAFLに頭割り組合費を拂うが、その多くは職業上のグループとし

A. F. L. の組織



で部門に分けられている。

建築業に属する組合、例えば大工、木工、石工、電気工のような組合を全部包含している「建築業部門」がある。

「金属業部門」というのは、模範工、薄板金工、ブライキ製造工のような色々な組合を含んで5部。

「鐵道従業員部門」は、列車乗務員、運轉手、車掌、轉轍手などのような各種の鐵道業労働者の全國組合や國際組合を含んでいる。

そして最近AFLは、船員、荷揚人足、及び船のコック、給仕、水先案内人のような海上の仕業に従事している労働者を含む「海運業部門」を新設した。

又AFLは最近「政府被傭者協議會」というものを作った。これは自主的に全國組合や國際組合をつくつていろいろな政府被傭者の組合を一階にした協議機關である。

AFLには全部で五つの部門があり、その中の四つの部門については前に述べた。五番目の部門は「組合レツタル部門」であり、全國組合や國際組合はこれに属している。この部門の仕事は、組合レツタルのはつてある商品を毎日買うように労働者に勧奨することである。換言す

れば組合従業員がつくった商品には、どれも、組合との協約にもとづいて働いている労働者が作ったということを証明するレッテルがついているのである。この組合レッテルのはつてない商品は、組合員とその家族にボイコットされる。

その他の部門

アメリカのAFLとCIOは、支部組合と密接な関連ある全国組合の本部と関係を持つている従属團體を有している。

すなわち各州にはAFLに加入している州労働組合連同盟があり、州のAFL系支部組合全部を含み、州の中央都市に事務所を有し、新聞の発行、立法活動等をなし、又、組合支部に対し、出来るだけの率仕と指導を行っている。その仕事や活動は主として州の立法や教育組織、州大会の開催、州労働学校、全州にわたる政治大会のような州全體にわたる性質のものである。市や町のようなところではAFLもCIOも全市にわたる中央労働組合、乃至都市産業別組合協議会を持つている。又、AFLとCIOに属する支部組合はそれぞれ地方新聞の発行、都市の政治大会、都市政府機關との連絡等のような全市にわたる性質をもった仕事を推進するた

めに、都市単位に結合している。

権限

AFLはストライキを命ずることは出来ない。ストライキは支部組合、全国組合や国際組合が自主的にすることである。AFLはその規約により、福祉の増進、相互援助、自主性をもつた全国組合、国際組合の保護、経済力の増進の援助、社会的政治的影響力の強化の援助、及び、連邦労働組合や支部労働組合は勿論、加入全国組合、国際組合に対し援助を與え、助言したりする團體とされている。

AFLは、全国組合、国際組合からの代議員により構成される年次大会で採擇されたところに従う。この大会は、會長、會計主事、執行會議員を選出する。

執行會議は三ヶ月毎に開かれ、組合の役員や各部の仕事を検査し、前の年次會議で樹立された組合政策をもととして、とらるべき行爲を提案する。

全国組合の場合のように、會長はAFLの業務執行の長であり、會計主事は會長の下にあつて會計上の書類、帳簿等に對して責任を負う。AFLの役員と執行會議の義務、權利、權限、

特權は、AFLの規約の中にもらずところなく定められている。

局 部

AFLの執行部の役員の下には、組織部、法律部、社会保険部、立法部、調査部、宣传部、労働者教育局などのいろいろな部局がある。

このような各部の部員の仕事はAFLの規約の中に定められている義務や、前年の年次大会で採擇されたところに従つて全国組合や国際組合に援助を與え、これに奉仕する事である。

その他の奉仕

AFLは国際労働機關の構成員であり、國際連合内に労働者の代表を送つてゐる。又、ドイツのような國で積極的に被占領國の労働組合員を教育してゐる自由労働組合委員會の支持者でもある。このAFL自由労働組合委員會はドイツの米國占領區域に事務所を持つてゐるが、日本にはまだもつてゐない。

財 源

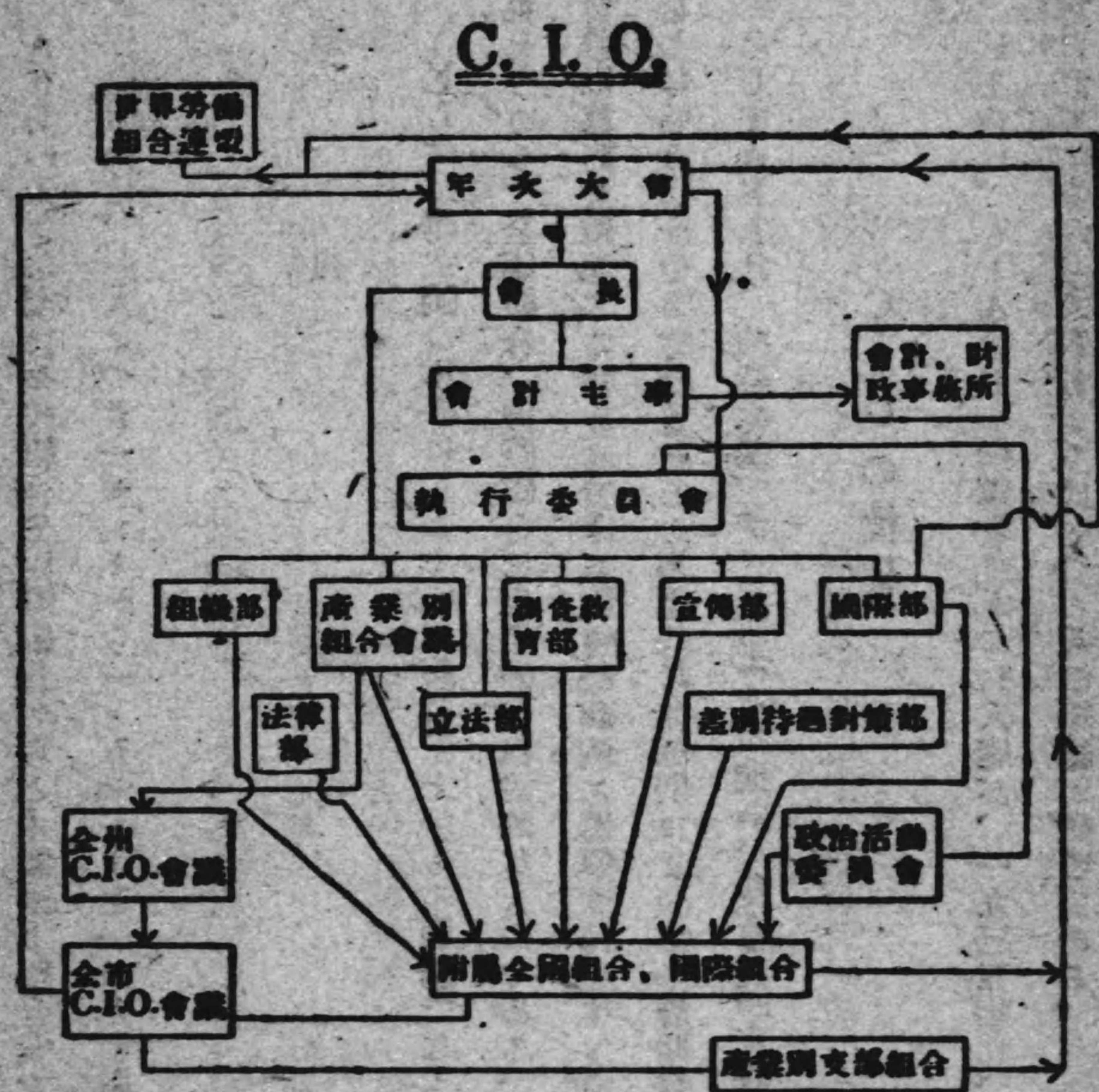
AFLの大きな部は全国組合や國際組合からとる強制り組合費を財源としてゐる。全國組合と國際組合は、一人につき一セントから一・五セントを一カ月の組合費としてAFLに支拂う。

政 策

AFLは自律主義の哲學にもとずいて居り、上からの強制でなく、組合の協力によりその政策をきめる。全國組合、國際組合は自主的、自治的のものである。AFLは、健全で確固とした労働協約を確保するためにできる限り平和的に團體交渉をすすめゆく。AFLのこの強弱をしないというやり方はAFLの自主的な各部門によつて一層助長されている。そしてAFLは、共産主義、ファシズムその他いかなる全體主義にも反對してゐる。

CIOの機構

CIOは、もとAFLの指導者であつた人達が、一九三五年につくつたもので、AFLに非常に似ているが、AFLよりはもつとその組織が緻密である。



組織はAFLと殆んど同じであるが、唯上部に、半ば自治的な職業別の部門がないことに注意して欲しい。全州、全市にわたる團體はAFLの場合と同じである。政治活動委員会はC.I.O.全国大会の管理下にある全国的團體であるが、C.I.O.の他の部と違って、各州毎に團體組織を持つて居る。これ等の團體は各州内の組合の管理下に單獨の會議をもちC.I.O.全国大会や全国政治活動委員会の會議できまつたC.I.O.の一般的政治活動政策に従い、全州の政治問題を處理する。

C.I.O.は、その加入全国組合、國際組合からの代議員よりなる年次大会で立法する最高の團體である。この年次大会で、會長、會計主事、及びいろいろな全国組合、國際組合を代表する執行委員會のメンバーが選ばれる。

これ等の役員はAFLの場合と同じようなやり方で活動する。

しかしC.I.O.には職業別の部門はない。C.I.O.系全国組合、國際組合は大部分産業別組合か雜産業別組合であるために、C.I.O.に直屬しているが、AFLの場合と同じく、C.I.O.所屬全國組合、國際組合は自治的であり自主的である。C.I.O.はストライキを命ずる事は出来ないし、また全國組合、國際組合、或いはその支部がストライキをするのを禁ずる事も出来ない。

仕事

AFLと同じくC.I.O.にも職員がよくそろつて居る部が澤山あり、部は前年の全國大会で採擇されたところやC.I.O.の規約の定めに基づいて活動している。この部には、組織部、産業別組合會議部、調査教育部、宣傳部、立法部、國際事務部、法律部、政治活動委員會、差別待遇対策部等がある。

これ等の各都は大抵全国組合、国際組合に率仕する。普通頼まれなければ支部組合と何の關係もたない。支部組合は加盟全国組合、国際組合の管轄下にある。しかし産業別組合會議部は、全州及び全市にわたり支部組合が作ったCIOの地方會議と直接關係を持ち、これを管理している。

CIOは数年の経験により、多くの全州、全市會議が共産黨やその他の政治分子により利用されており、これ等の團體の活動が、産業別組合會議部の管理の下に、會議の指令により制限されている事を知った。

國際部は世界労働組合連盟及びその他の國際關係機關と連絡を取っている。差別待遇對策部は、ニグロのような小數労働者に對する差別待遇問題を扱っている。

そしてAFLと同じくCIOも、一州内の支部組合全部の仕事を統合するCIO州會議を持つてをり、又、一市或は一郡内の支部組合の仕事を統合する全市會議を有している。州及び市のこうした會議は新しい政策を生み出したり、團體交渉をしたり、加盟支部組合にストライキを命ずる事は出来ない。

CIOは亦AFLと同じように、一つの職業別の支部組合を作る程人數の少ない地域や、加入するのに適當なCIO系の全国組合や國際組合のない産業では、小數の労働者に産業別支部組合をつくらせている。これ等の産業支部組合はCIOに直屬している唯一の支部組合である。

労働團體間の關係

AFLやCIOの外に自主的で獨立した團體である鐵道従業員友愛會や國際機械工協會のような全国的労働團體がある。AFL、CIO及びその他の獨立團體は互に連絡を取つてをり、價格統制、住宅、税金などのような全国的な問題に對する彼等の政策が一致するような時には團結して一致した行動をとる。しかしAFL、CIO及び獨立連合體は自己の獨立性を失わないうように用心し、組織的統一と組合間の協力とを混亂させない。そして、組織的統一や「二大組合」の夢が實現されなくても、いろいろな問題に對して意見の一致をみる事が出来るだろうと考えている。

結 論

さて結論をいえば、いろいろな上級労働団体の多くは、相互援助、保護、協力、連絡を目的として、下級団体によつてつくられた奉仕機関である。

できるだけ多くのことを自身で処理するという民主的原理に従つて、支部組合は獨力でできるだけ多くのことをしている。援助を必要とする時は全國組合からそれを求める。また全國組合が處理出来ない問題がある場合には更に上級の全國組合、國際組合の同盟乃至會議に解決を求める。

しかし、本質的には「最大の自由」と「最高の能率」を保障する自治の原理は確保されている。

備考

アメリカの労働組合の組織を更に研究しようとする日本の労働組合員は——次の労働省発行の圖書を参考していただきたい。

AFLとCIOの規約 東京都港区芝公園六號地 中央労働會館内 労働行政研究所發賣
労働組合入門 松井七郎著 東京都港区芝公園六號地 中央労働會館發賣

第二篇 單位組合の構成と運営

序

單位組合（組合支部を含む以下同じ）は労働運動の基礎である。一つの全國組合連合體をつくつてゐる單位組合が強力で活潑なら、全國組合も強力で活潑なものとなるが、單位組合が弱くて一般組合員大衆が自分達の單位組合の問題に無關心であるなら、全國組合は名目的な團體にすぎないものになってしまう。

一九四六年十二月六日に極東委員會が決定した、「日本労働組合に對する十六原則」の中には、強力な單位組合の機構を指導するに必要な重要な原則が數多く規定されている。この中で特に注意を要するのは、「日本における將來の労働組合活動は、強固な單位組合を基礎とすることが重要であることを強調すべきである」という原則である。

更に、極東委員會十六原則は、「労働組合は労働者自身による民主的な自己表明、及び創意によつて組織されなければならない」とのべている。

言うまでもなく單位組合は、労働運動にとつて最も重要な要素の一つである。このパンフレットの目的は、單位組合の構成と運営方法を、日本の労働組合員に知らせる爲に、民主國家の

単位組合がどういふふう構成され、運営されているかを廣範圍にわたり説明することにあるが、日本の単位組合がこれを青写真として、そのまま利用しなくてはいけないなどは勿論考へていない。しかし諸外國における——民主的労働組合員が如何に行動しているかを知ること、日本の組合員にとつても役立つことであろうし、その上に、戦後日本の労働者が得た経験と要求とを加えるならば、一般組合員が支配する、強力で活潑な単位組合を日本につくるのに役立つであらう。

民主主義の本質は、人民大衆が支配することであり、之を組合でいえば、労働組合員大衆が組合を支配することである。

規約と細則

単位組合をつくる時には、各組合は規約を設け、必要な役員の数や種類を定め、會議その他単位組合の構成と運営に關し詳細な定めをする。この規約は年を追うて充實し、又、状態の變化に即應して、時々刻々變更される。だから各単位組合は、基本的な組合規約乃至細則を設けて、組合と組合員との關係や、役員の義務や権能、選挙の手續、又は組合員の除名手續等を明

かにすべきである。

単位組合が全國組合や、全國組合の連合體のような上級團體を作ろうとする場合には、各単位組合の代議員は、その上級團體の規約の起草に参加する。この規約には全國組合と単位組合との關係がはつきり規定される。民主的労働組合は全國組合に多少の権能を委任するが、単位組合の自主性を保持して、上級團體の支配や不當な指令をこぼむのである。

単位組合や全國組合は共に組合員の同意を得たときだけ組合員を支配するのであるから、支部組合員には、全國組合やその他の上級團體の規約は勿論のこと、自分の組合の規約乃至その細則を充分よく知らしておかなければならない。自己の所有物についてよく知つてゐる者のみがその上に權利を行使し得る。単位組合及び全國組合における自己の權利と義務を一般組合員に教へることが民主的労働組合主義の基本である。そうすれば組合員は単位組合役員や上級全國組合又は連合體が、規約により認められてゐる權利を濫用する時には、これをいかに正すか、或いは組合の民主的組織を保持するためにいかに行動すべきかがはつきりわかるのである。

組合のかたち

産業の性格は勿論、組合員の多少も、どういう種類の組合を作るかをきめる上に根本的な役割を演ずるが、更に組合員の必要と希望も組合を作る上の条件となる。例えば、組合員が一年に一度協約をむすぶ以外には何もしようとしないう状況なら、組合は會合も殆んど必要でないし、職員もごく僅かしかいらす、この他には何も必要でなくなる。これに反し、組合員が活潑な労働組合を望めば、多くの委員会や、組合新聞や壁新聞や、又多くの役員をもつように組合を組織するであろう。

更に炭坑のように、隣接している諸地域に出張所のある場所で組合が作られる場合がある。こういう場合に、ある時には、彼らは全炭坑の労働者全部を一つの単位組合に入れようとすることもあるが、この場合は會合を度々開くのは容易でないから、中央に支配権を集中することはできない。それで一般組合員により支配される活潑で積極的な組合を作ろうとする場合は、一つの組合に結合しようとするをやめて、各炭坑が夫々単位組合を作ることとをきめるであろう。この場合彼らは相互連絡をとつて事業を行うではあるが、各組合はそれぞれ組合大會を開いて、自分達の問題を處理するのである。

組合を作ろうとする際、組合員は又、組合内にはいろいろ違つた職務のあることをさとする。

その一つは、組合の一般的な問題を運営することであり、今一つは、労働協約を實施することである。小さな組合では、同じ役員が全部の仕事をするであろうが、大きな組合では、職務によつて、組合の問題を處理する役員と、毎日毎日協約の實施にあたる役員、すなわち職場委員とに分けるように計畫するであろう。

組合は産業や都市により、それぞれ違つてはいるが、大切なことは、組合員が自分達の立場をよく研究し、一般組合員を満足させるような組合機構を作り、同時に一般組合員による民主的支配を最大限に規定することである。

職業別組合では、一都市に組合を設け、組合業務委員をおくのが普通である。この業務委員の職務は、協約や就業規則が實施されているかどうかをしらべるためにいろいろな職場を日々訪問することである。普通彼は職業別組合の一員であり、一般組合員から選ばれ、又組合員から俸給の支拂いを受ける。そして毎月行われる組合總會でその活動状況を報告し、一般組合員の忠告を入れた組合長の支配や命令をうける。

職場委員

産業別組合や大きな職業別組合では、組合の一般的な問題を處理運営する職員とは別に、職場委員と呼ばれる職員があるのが普通であつて、後者は鑛山、製造所、鐵道の驛等のいろいろな部や課の労働者が選んだ男女であり、毎日一般労働者と同じ仕事をする。そして彼らの職務は会社と組合との間に起るすべてのくいちがいを、組合協約に基いて調整することである。そして意見の相違や苦情を調停するために、一週に一度か二度、團體で、使用者と二三時間會合するものが普通である。職場委員が直接に解決出来ない問題は、組合役員のところへ持つて行けば、組合役員は、問題を公平な審判者にもちだす旨を規定している労働協約中の苦情解決手續に従つて處理してくれる。組合によつては、職場委員は、組合費を徴収すること、組合の諸事項を各部内の組合員にいつも知らせておくこと、部や課の労働者が皆組合の會合に何時も出席しているかどうかをしらべること等の責任を持つてゐる。職場委員は、その部内の一般組合員により選ばれるのであるが、普通組合規約は、それと全く同じように、彼が仕事をよくやらない時には、同じ一般組合員が彼を投票で罷免することが出来ることと規定してゐる。罷免されるというのは、彼が組合の仕事から除外されることなのである。すると、新しい職場委員が選ばれる。職場委員は、鑛山や製造所又は鐵道などの自分の仕事に大部分の時間を費して、僅か週に二三時

間しか協約實施に關する仕事をしないから、組合の仕事に費した時間に対する報酬は会社が拂う。この點彼らは、組合の専従職員とは違ふのである。

組合の支配

組合の支配は、毎月行われる若者、男子、女子等全組合員の組合會合を通して、一般組合員が行う。組合の政策や活動に關する事項は組合員の投票に委ねられ、多数投票すなわち出席組合員の五十一パーセント以上によつて決定される。組合役員は、同意してもしなくても、かくして決定された政策を遂行しなければならない。

組合は次の三つの基本原則に基いて行動する。第一に組合は決議や投票、討議などをする場合の規定を設けなければならぬということである。こういう規定は、議事手續、という標準的な手引書の中に收められているが、この本の日本語は日本でも手に入れることができる。

第二に組合は、會合が正式に成立するために、出席しなければならぬ人員の最低数を決めなければならぬ。これは「定足数」といわれ、組合によつて違ふ。

第三に組合の會合は組合規約のさだめに従つて進行されねばならぬ。これがいわゆる議事日

題であつて、次にその一例を説明する。その順序は組合によつて違ふが、どんな議事日程を採用するにしても、これは、組合規約やその細則中に規定されていなければならぬ。又、これを黒板や大きな紙に書けば、会の進行中組合員は明確に議事日程を知ることが出来る。

- 一、開 会
- 二、役員の見呼
- 三、前会の議事録の朗讀と承認
- 四、(もしあれば)入會申込と新組合員の入會式
- 五、通信物と議案の報告
- 六、役員の見呼
- 七、委員の見呼
- 八、未完の又は前からの事項
- 九、新しい事項
- 十、親睦厚生事項
- 十一、閉 会

ある事項が、何時、どのようにして論議されるかを議事日程に定めておく。

議 事 日 程

民主的労働組合の會合における基本的要素である議事日程について考察しよう。

議事日程の第一項目は、議長が開會することである。議長はテーブル上の木片又は床をたき、「これより開會致します、話をやめて、傾聴して下さい」と云うのが普通である。

第二に、組合の書記が、見呼、を命ぜられ、組合役員の名をよぶ。もし缺席であれば、組合議事録に缺席をつける。大部分の組合では、正當な理由なくして二三ヶ月以上も月例の組合會合に出席しないとその職を免ぜられる。

次に議長は書記に命じて前会の議事録を讀ませる。これは定期組合會合の議事録を保存するためである。組合の執行委員會は、多くの場合、同じ方法で議事録を保存しておくが、これは組合のいろいろな他の委員會も同じことである。何故正確で詳しい議事録を保存する必要があるかという、組合の會合でこれをやつたとかあれをやらなかつたとかいふ争いが起つた場合参照出来るからである。

議事録には次の事項を記載すべきである。

- 一、会の種類（定期か、特別か、又は執行委員会か）
- 二、團體の名前
- 三、會の日時及び場所
- 四、議長と書記の名前。細則に規定されてあれば役員の特呼
- 五、前會の議事録においてとられた處置
- 六、委員、役員の報告の概要とそれに対して取られた處置
- 七、提出された、及びその中賛成をうけた動議の題目。動議提出者の名前と、これに対して取られた處置。投票方法が、手をあげさせたり、點呼であつたり、或いは秘密投票であつても、とにかくこの動議に対して正確な賛否の投票を行わねばならぬ。討論を記録する必要はないが、書記は重要な動議に対する賛否の主要點は書いておく。

八、閉會の時間

議事録は丈夫な表紙のついた綴本の良い帳簿にインクで書かねばならぬ。普通は書記が會合の時ざつとノートし、後で議事録に書き直すのであるが、出来るだけ早く書きなをさないとい

ノートがはつきりしなくなる恐れがある。それから書記が前會で起つたことを簡単に読みあげるから、前回に出席しなかつた者も前會で起つたことを知ることが出来る。もし書記が事實をばぶいたり、變えたりすると、朗讀が終つた時に組合員が立つてその旨を議長に告げる。そして彼の言に多数が同意すれば、書記は議事録の訂正を命ぜられる。

次に議長は書記に、通信物を讀むようにと云う。そこで彼は前會以後に組合が受け取つた手紙や電報、或いはその他の通信物を讀む。全國組合や友誼團體からの手紙も讀み上げる。手紙の中に處置を要するものがあれば、議長が一般組合員の意見をきき、投票により、處置するか或いはそのまゝ手紙を綴ち込むかをきめる。

それから議長は、諸役員に命じて、前會以後の活動状況を報告させる。會計係が會費の徵集や、銀行收支を報告し、支拂を必要とする勘定書をみせ、組合が必要とする資金の支出を提案する。再び一般組合員の多数投票により、決議や財政報告の受理が行われる。

議長は、業務委員又は職場委員長に命じて報告をさせる。そこで、苦情や、協約の履行、或いは業務委員や職場委員が一般組合員の注意を促そうと思ふ事項についてその委員から簡単な報告をする。

それから議長は、「新しい組合員がいますか？」と大聲で云う。もしれば、彼らは手をあげ、會場の正面まで行くように云われる。そこで組合規約が一部渡され、「組合規約に従い、且一般組合員の決議に基づいて、組合の福祉を増進するため最善をつくす」と、全組合員の前で議長により誓わせられる。

さて、今や、會合の重要事項に到達した。すなわち議長は組合の諸委員に報告を要求するのである。各委員長は演壇につかされて簡単に報告する。即ちその活動状況をのべ、決議を紹介し、或いはある種の組合活動を提案する。各委員会の報告の終りにその委員長は、「私はこの報告の受理を提議する」とのべ、議長は組合員にその意向をたづねる。組合員は報告について議論し、賛否を行い、報告を変えたり訂正してから、最後に投票を行う。その投票によつて、委員会是一般組合員から權威を興えられ、又指示をうけるのである。

娯樂、文化、婦人、青年、教育、生活費、政治活動その他各種の委員会が次々に報告する。各委員は一般組合員の承認を得てすべての問題を處理する。

委員会の報告が終ると議長は、「まだすまない事項がありますか？」と書記にきく。これは、前會で議論されたまま、でまだ決議されていない事項をすべて含む。もしあれば書記がその問題を讀み、組合員が、その事項を處理するかそのまゝにしておくかを決定する。次に議長は、「何か新しい事項がありますか？」と組合員にきく。これによつて、組合員に對し、組合員が一般組合員にはかりたいと思つてきた事項の發議を促すのである。何かの處置をとることの提案は「動議」という形でなされる。次にのべる組合の會合における動議についての示唆は非常に有益だと思ふ。又決議や動議を提出する手續や、自分の考えに有利なように演説する手續についての示唆は一般組合員に役立つと思ふ。

A、提出手續

- 一、起立して、議長の承認を受ける。
- 二、議論題目提出方法。
 - イ、出席者に、要求事項を説明する。
 - ロ、要求理由を説明する。
 - ハ、要求事項の處置に對する私見をのべる。この處置は出席者が受理するものである。
 - ニ、組合が履行出来るような決議の形で、出席者に處置方法を提案する。
- 三、動議（處置の提案）の形で處置方法を提案する。

四、動議を行うには、

- イ、云うことを一問題に限定すること。つまり、「私は何々を動議します」ということ。
- ロ、簡潔であること。
- ハ、それに精通していること。
- ニ、理論的であること。すなわち、
 - (一) 十分なる根拠に基づくこと。そして例證の範囲が狭く且代表的なものであること。
 - (二) 単に前と關係があるからといって、それを原因にしてはいけぬ。例えばXがYのすぐ直前に起つても、XがYの原因とはならない。
- ホ、又、分別のあること。つまり必要な時に、しづかな聲で、おだやかに、そして個人的な感情にとちわれずに、發議すること。

B、動議ののべかた

- 一、要領を得ていること。
- 二、簡潔であること。
- 三、一つの主題に限定する、つまり特定していること。

四、一例をあげれば、

- 一、懸案の決議又は動議に對し何故賛成で、何故不賛成かの明確な理由を一つあげること。
- 二、その動議をえらんだ特別の理由を印象よかしくことばにまとめること。
- 三、はなしの初めにあなたの主題をのべること。
- 四、主題には、それに直接關係のある例を引くこと。
- 五、はなしの終りに主題をもう一度くりかえすこと。

動議は、前の定期組合會合後に起つた組合問題について行われることが多い。くりかえしていうが、どんな問題でも一般組合員が討議し、その投票によりどうするかを決めるのである。最後に議長が、「組合の親睦厚生に關する事項が何かありますか」という。

それから組合員が、何ら組合全體としての處置を必要としない事項、例えば、ピクニック、パーティ、ダンス、運動會、或いは他の組合や他の友誼團體の活動等の事項を提出する。組合員の中には出席したい者とそうでないものがあり、會のこの部分は單なる通知にすぎない。問題が全部提出されてしまうと、議長は、「組合は議事日程に基いて事項を處理しました。」

そこで、次の會まで閉會致します。(次の定期會合の日と場所を云う。)時間に間に合うよう、皆様の御出席を希望します。ではさようなら」という。

勿論、組合員の誰かが會の終りに長い演説でも始め、組合員は帰宅したいと思う場合には、誰でも、彼をとめ、「私は閉會を動議します」ということが出来る。そして一般組合員がこれに賛成すれば、議長は閉會する。演説者は一晩中でもしやべつていてよいが、残つて話をききかかないは組合員の自由である。

會合の運営方法

會合をするにあたり、覚えておかねばならぬ大切なことは、時間通りに開會し、議長がよく會を處理し、圓滑に運べば、組合員は會毎に出席するということである。組合役員の中には一般組合員が會合に出席しないと不平を云う者もあるが、これは議長がしつかりして、會をうまく運営出来ない場合であることが多い。どんな代表的組合でも、毎月の組合會合は二時間或いは精々三時間を越すことはなし。

民主的な國家では、會合は執務時間中でなしに、夕方や日曜や休日に公會堂、劇場、小學校、

中學校、組合のホールと云つたように公の場所で行われるのが普通である。そして會合で行われることは使用者には關係がない。

政治的細胞が、組合大會を分裂させようとする時があるかも知れない。それに備えて、組合は一組合員を守衛長に任命、又は選出する。若し組合員の誰かが、議事法に従うことを拒絶したり、亂暴な行動(例えば酒やビールによつたらつたような)を行つた時は、議長はその人間を「秩序をみだす者」として、守衛長に命じて議場からつまみ出してしまふ。

大會に出席している人間がみな組合員であることを確認するため、組合は組合費を拂つている組合員全部に、小さな組合カードを發行している。そしてさつきの守衛長が會場の入口に座つて、カードを持つている人達だけ入場させるのである。勿論、組合が他處から講演者を招くこともあるであろう。そういう人達は入場する前に、招待状を示さねばならない。又、組合員が組合大會に缺席する時は、その度に一定の額——例えば十圓から五十圓まで——を罰金として支拂うことを規定している組合も澤山ある。

しかし、議事法や正しい議事日程に従つて行われる組合大會の時は、缺席に対する罰金は支拂わなすでもよし。



(1) 定時大会を開くこと

民主主義の學校

このようにして行われる月々の組合大会を通じて、全組合員は組合を支配することが出来るようになる。男も女も青年も演説をする。みんなが議論をし、又賛否兩論をたゝかわす。このように全組合員が参加する組合大会をしばしば開くことによつて、組合を民主主義で支配しようとする目的が成就されるばかりでなく、組合員が民主的に訓練されることとなるのである。

民主的労働組合主義者が、単位組合を民主主義の學校と呼ぶのはもつともである。

組合役員は、一般組合員の投票に従うのだと言ふことを忘れてはならない。組合資金の一錢といえども、一般組合員の許可なしに使つてはならない。又、一般組合員の投票なしには、どんな政策も行われてはならない。

次の掲載漫画(1)(10)は全國中の全ての単位組合で行われるべき重要な活動のある物を示す。非民主的組合の組合員は、少數の執行部員や役員だけが、月々の組合活動を行うことを許す

のである。民主的組合の組合員は、組合大会をしばしば開くことを要求し、それらの大会で彼らの組合の運営に活潑に参加するのである。

極東委員会十六原則によつても、全組合員による組合大会がしばしば開かれることによつて、力強い聰明な組合運動に必要な「堅實な単位組合の基礎」が強固にされることが分るのである。

組合の役員

組合の事務を行うには、どんな役員が必要かを組合はきめなくてはならない。非常に大きな組合にあつては、一人乃至もつと多くの専従職員を必要とするかも知れない。事務所を開いたり、新聞を印刷したり、単位組合の圖書室を管理したりするために書記が必要となるかも知れない。

民主的組合にとつて、組合の仕事のために組合以外の者から経済的援助を受けることは好ましくないものであるから、若し専



(2) 新組合員の組合加入を奨励すること



(3) 刊行物を熱心に読んで
關心を示すこと

従職員や事務所を有する時は、その俸給や費用を支拂うために充分な組合費を組合員に負擔させるか、組合資金を増加するかしなくてはならない。組合は一般組合員のものであるからには、その費用は組合員が負擔するのが當然である。君達の組合役員の給料を会社に支拂つてくれと頼むことは、組合の役員を会社に選んでくれと頼むのと同じことで、どちらも

不合理である。

支部組合の規約又は細則には、設けるときめてある種々の役員や委員会の権限や、義務を詳しく規定しておくのがよい。専従職員は必ずしも必要でないと言ふことは強調されねばならない。民主的な國では、支部組合の役員の大多数は無給で、勤務時間以外——夜だとか日曜祭日に組合事務を執つてゐる。彼らはそうやつて組合の出費を節約することを名譽と考へてゐるのである。

組合長又は議長

組合の組合長又は議長は最高の役員である。彼は組合の開くすべての會合の議長となる。そして、全ての會合を議事手續通り、又議事法の規則通り進行させてゆくことは彼の任務である。

組合員が一定の人数で彼の所に來て、特別の集會を開いて貰ひたいと請願した時には、組合員に前以つて通知し、そういう會議を開かねばならない。組合長は、自分で出たいと思ふ時には、全ての委員會の集會にも出席出来る權利を持つてゐる。

組合長が缺席したり、病氣であつたり、死亡したりした時は、副組合長が代理をするのが普通である。

組合長は、組合員や他の役員が規約や細則に違反した時は、それ等の勵行を強いる權利を持つてゐる。

副組合長

副組合長は、組合長が缺席したりその他の理由で會合に出席出来ない時に、組合長の義務を行うものである。又組合長の命令した仕事もなさねばならない。



(4) 活潑に苦情を持ち出すこと



(5) 團體交渉の利益を勝ち取ること

書記

組合の書記は、組合で行った全ての会議の記録を取り、「……組合議事録」という帳簿に書き入れる。又書記は組合会議の命令通り文書の受入れや發送をし、財政關係以外の全ての記録を保存するのである。

會計書記

組合の會計書記は、組合の資金を扱う。又組合費支拂いの完全な記録を取り、銀行預金があればその收支を司り、又一般組合員が命令した時には、組合の負債を支拂う役目を持つている。又會計書記は全國組合に對して、頭割組合費を支拂う義務をもっている。又いつ評議員が検査してもよいように、帳簿をきちんとしておかねばならない。又組合の使った金額の受取りを保管し、定時組合大會に財政報告を提出せねばならない。

守衛長

これは、男のことも女のこともあるが、組合の公認治安役員であつて、組合カードの所有者だけを組合大會へ入場させる役目を持つている。彼は會合の度に後方に座つて、若し誰かが會議の秩序をみだし、退場を命ぜられた時には、議長の命令に従う。

役員選挙

極東委員會の十六原則は次のように述べている。「労働組合の役員ならびにその常任委員會は、關係労働者により秘密投票、その他の民主的方法によつて選出されなければならない。」と。これは勿論組合の種々の役員や執行部、或いは中央執行委員會に當てはまるのである。民主的労働組合は普通、役員の指名と役員の選出とを區別している。選挙されるべき人達（候補者）は組合大會で指名され、一月後に選挙が行われるのである。

役員指名

今ある組合の規約が、役員指名は九月の大會で行われ、選



(6) 新しい指導者を調達すること



(7) 組合を世間に知らせること

事は十月の大会で行われると規定してあるとする。

議事規則が「新しい事項」の項目に達すると、議長は次のように言う。「我々の組合規約により、組合の種々の部、執行部の役員の指名を今しなくてはならない。まず最初に議長の指名を行います」

一組合員が立ち上り、「私は佐藤さんを當組合の議長に指名します。彼は聰明でもありますし、よい人でもあります」という。次に他の組合員が直ぐ立ち上り、「私も佐藤さんを指名します」という。一般的な手続によれば、一人が指名し、他の人間が同じ指名を繰り返さねばならぬことになっている。もし誰も續けて指名を繰り返さぬ時は、その名前は落される。

他の組合員が立ち上り、「私は渡邊さんを指名します。交渉委員会での彼女のすぐれた働きは、我々の議長としての資格を示すものです」という。この指名が又繰り返されるかも知れない。次に三番目の組合員が立ち上り、「私は鈴木さんを指名します。彼は我々の教育部のすぐれた部員として働いてくれました」という。この指名がまたくりかえされる。

一般組合員も議長も共に指名のために十分な時をあたえるように氣を付けねばならない。政治的フラクション運動がさかに行われている所では、フラク員は一般組合員全部が發言を終らない中に指名を止めさせようとし、それによつて少数グループが自分達の政治的メンバーを選出する可能性を多くしようとするのである。指名が終る前に、議長は一、二回繰り返して言うべきである。「もう指名はありませんか？ どうぞ、他に指名はありませんか？」

それ以上指名がなされない場合は、議長は「書記が逆の順序で名前を讀み上げますから、指名された人は指名を受け入れるかどうか言つて下さい」と告げる。

書記は「鈴木さん」と讀み上げる。

鈴木は教育部の仕事で忙がしいので、指名の候補には立ちたくないと言う。それで彼の意志に反して指名を行うことは出来ない。彼の名前は落される。

書記は「渡邊さん」と讀み上げる。彼女はそれを承知する、佐藤さんも承知する。

議長はそこで次のように告げる。「渡邊さんと佐藤さんが議



(8) 新聞を發行すること



(9) 娯楽活動をすること

長の選挙に候補者として立ちます。次は副議長の指名を行います」

このようにして、次々と議長は、一般組合員に對し副議長、書記、會計、評議員その他執行部員の指名を行わせる。多くの場合、少くとも約二倍の人達が、民主的な選擇をなさせるために選出される。組合で一人の組合員が非常に傑出してゐるため、指名の際誰か立ち上つて、「私は満場一致で田邊氏を指名することを提案する」と言うことも多い。誰かがこれと同じことを繰り返したら、議長は投票を要求する。組合員の過半数が同じように望む時は、田邊さんだけが指名され、選出されたと同じことになる。勿論、こういうことは、すべての組合員が役員として働かうと熱心になつてゐる堅固な力強い組合では、めつたに起らないことである。

大会が閉會した後で、組合の書記は、工場の告知板に種々の部、指名された人達の氏名及びそれ等の人達の組合における活動や、職場や、住所などを短く書いたものを張り出す。

選挙管理委員会

それからの一カ月の間、全一般組合員は種々の候補者について話し合う時間があるわけである。候補者を知らぬ人達は彼等を仕事場や家庭に尋ねていつて當選後の抱負を質してもよい。同時に、議長は選挙管理委員会を任命する。この委員会は青年男女の組合員から成り、紙を確保して、秘密投票用紙——組合員一人に一枚づつ渡るだけ——を用意する。又丈夫な紙や、火鉢や、林檎の古箱などで投票箱を用意する。選挙管理委員会が従うべき正確な選挙手続は、普通組合規約に規定されている。委員の中誰かは會場の戸口に立つて、選挙の行われる夜、組合員だけを入場させるようによく番をしなくてはならない、他の委員は投票を数える。第三の委員は投票を数える人達を監視し、勘定が公正に正確になされてゐるかを見届けねばならぬ。



(10) 會計に注意すること

選挙大会

選挙を行う時までには、各組合員は投票出来るよう、組合費を一番最近まで拂い込んでおかななくてはならない。組合カードが発行されている場合には、組合員に投票用紙を渡すたびにそのカードにしるしをつければ不正直な人間が二度も選挙することを防ぐことが出来る。

各組合員は無記名で投票用紙に書き込み、たゞんでから投票箱の中に入れる、そして選挙管理委員は選挙公正を期するため、組合員名簿の彼の名前にしるしをつける。全ての組合員が投票を終えたと、選挙管理委員は箱を開き、投票が一つ一つ数え上げられる。或る委員が黒板の所に立ち、他の委員の讀み上げる投票を記録する。このようにして全ての組合員の見ている前で、秘密投票選挙により、全ての役員や執行委員会の委員の選挙が民主的な方法により行われるのである。

もし秘密投票でない場合には、眞の希望をのべることを恐れる組合員が出ないとも限らない。秘密投票である時は、誰が誰に投票したか分らない。このようにして行われる秘密投票選挙は、組合を一般組合員が支配する上に最善の保障方法である。

組合員の除名

役員や組合員が、組合規約に違反したことがはっきりした場合には、民主的手続によれば、組合員の誰かが證據を上げて正確な違反の事實を書面にして、議長に提訴しなければならぬ。もし議長が告訴される場合は、副議長に提訴される。

組合規約に規定されているように、議長（又は副議長）は五、六人の組合員による審問委員会を任命するか、又は組合員に審問委員会を選定するよう要求せねばならぬ。この男子や女子による審問委員会は、被告を呼び、告訴文を讀み上げる。彼は釋明する機会を與えられる。原告は被告に對し、有罪を證明するため、質問することを許されている。被告は、無罪を證明するため原告に對し質問することを許されている。兩者とも一定の事項を證言するための證人を呼ぶことが出来る。

原告も被告も陳述を全部終つたということが、審問委員会ではつきりした時は、關係者の有罪、無罪を決める秘密投票が行われる。事件の實相と、有罪か無罪かの結果が次の定時組合大会で發表される。一般組合員は更に事件を論議することが出来るが、決定は一般投票によらねばならぬ。組合員は審問委員会の裁定を支持するか、拒否するか、又は更に審問をやり直すかを投票で決める。若し一般組合員により有罪と見なされた時は、その組合員は組合から除名さ

れる。

多くの組合では、その全国組合規約の中で、単位組合から除名された後で、その組合員は全国組合大会に上告することも出来ることを規定している。もしそこで単位組合の裁決を覆えした場合には、支部組合は先に除名した組合員を再び迎え入れねばならない。

組合規約の中には、組合からの不正な不正直な除名から守るため、全組合員の民主的権利を完全に保護する慎重な手続をし規定しなくてはならない。

補助執行機関

普通に、執行部的性質のもので、役員を助ける補助機関が二つ設けられる。それは執行部又は中央執行部と評議會である。

評議會は普通三、四人の男女の小さなグループで成り立っている。彼等は月に一度組合の會計帳簿を監査するため選出される。彼等は銀行預金簿を調べ、組合費の支拂いを調査し、會計係りが支拂いを命じられた勘定を支拂っているかを確かめる。若し、何か反則が起つた時は、評議會は直ちに組合長又は議長に報告し、次の定時組合大会にも報告しなくてはならない。

執行部又は中央執行委員会は、もつと多数の人数、普通十人から十五人の男女により構成され、定時組合大会と次の大会までの間、組合のために仕事をする権限を組合から與えられている。普通一週間に一度、執行部又は執行委員会が會合する時は、組合の役員も會議に参加する。組合の議長は緊急な考慮を必要とする事項を提出し、執行委員会はその事項をすぐ取り上げるか、次の組合大会まで待つかを投票により決めることが出来る。執行部又は執行委員会は緊急な考慮を必要とする事件だけしか扱うことが出来ない。定時組合大会で、執行部は、その行つた決定を一般組合員に報告し、その賛成、不賛成を聞かねばならぬ。組合長が役員を任命したり、雇つたりする権限をあたえられているところのより大きな組合では、執行部はその選出にあつたり、投票する権利をあたえられている。投票は過半数により決まる。

執行委員会の機能はしばしば誤解されることがある、と言うのは、ある組合主義者達は、組合を運営するのは、執行部の仕事であると考えているからである。これは本當ではない。

執行部は、定時大会の間に緊急な決議をなす場合に、役員を助けるのであるが、最後の権限は常に一般組合員大会にあるのである。執行部は、一般組合員の代表機關である。他の仕事は、組合政策や組合の運営を研究することであり、又定時組合大会に報告や提案を行ひ、一般

組合員に諭じさせたり、実行させたりするのである。

執行部が組合を運営するようになれば、それは次の二つのどちらかでしかない。執行部は獨裁制を樹立しようとしているか、組合員が怠け者で、彼等の組合の運営に関心を持っていないかと言ふことである。どちらにしても、民主的組合主義は滅退する。

委員 會

現在、日本の代表的労働組合は三百人から四百人の組合員を有している。或る者は非常に若い男、或る者は若い女の人達である。男や女も多数いる、老人もいる。しかし全ては組合員であり、共通の目的のために、しかし特殊の利害關係を持つて一つしよになつた人達である。

故に、組合は、組合員の全てが、労働運動のため、又その推進のため、何か働くことが出来るように構成されていなくてはならない。全組合員の一人一人が共鳴出来る組合活動が行われるような方法で、組合は組織されなければならない。

出来るだけ多数の一般組合員が、労働組合の活動に参加出来るように、民主的労働組合は普通委員会制度を設けている。もし組合員三百名の組合であつたなら、支部組合は十二人から十

四人位の委員からなる二十程の委員会を設けることをきめる。或る場合には、委員であつて組合の役員や、職場委員を兼ねることが出来る。何にせよ、民主的組合主義で大事なことは、組合員の各自が組合事務少くとも一つだけは参加せねばならないと言ふことである。評議員でも、執行部員でも、役員でも、職場委員でも委員でもかまはないのである。

指 導

ごく珍しい場合には、指導者はひとりでに生れる。しかし民主的社會では、指導者は教育と経験の産物である。

他の言葉で言うならば、男でも女でも熟練した議長となるには、組合大會に何度も何度も出席しなくてはならない。最初は何かしやべるのがこわいかも知れない。しかしだんだんに、組合の問題に精通するに従ひ、次のように一人言が言えるようになる。「佐藤さんは今良い演説をしたな。だが全く理論的すぎる。私にはちがった考えがある……」と。そこで彼、又は彼女は手を上げる。そこで議長は「どうぞ」と言う。こうして今まで一言も發言しなかつた組合員が一寸した演説をするのは何てやさしいのだろうと突然わかるようになるのである。



(11) 組合員は、他の組合員に苦情を述べ、交渉するに苦情の問題をよく知る。

活潑で、強力な組合では、役員は一般組合員と活潑に連絡を保つていなくてはならない。次の漫画(11)・(14)は、強力な組合での組合指導者の活動を示したものである。こういうことを、毎週々々つづけて行く。組合員は合して、意見を交換し、議論を闘わし、賛成したり、反對したりする。こういうことはすべて、組合に於ける各々の役割についての自覚を高めることになる。指導者のいなかた組合には、次第に指導者が出てくるようになる。組合の議長が優秀な人であれば彼は再選され、又下手な議長であると、やがて、一般組合員はもつと優秀な議長を新たに選挙することを決める。

各種委員会

委員会の種類は、単位組合員の必要、希望、要求によつていろいろである。時には多くの委員会が必要であるかも知れないし、又少しの委員会でもよいこともある。さづねの場合でも、實際に必要で、組合員の爲に役に立つもの以外の委員会は一つも作つてはいけぬ。

中でも、最も重要なのは、交渉委員会であらう。この委員会には、組合内で一番経験に富んだ人々を選出する。労働協約の更新期が来る以前に、この委員会は、次の協約に挿入する項について、職場委員と討議する爲の會合を幾度も開く。又調査委員会を招集して、賃金、時間、その他について工の事實や数字を集めたり、新しい協約を出来るだけ完全にするために國內、國外の協約の寫しを取り寄せたりする。交渉委員会は、交渉を開始する前に、組合員に十分報告し、一般組合員が討議、變更、改正その他を行えるように草案を提出する。委員会が、組合大會で賛成を得ると、新しいよりよい協約を結ぶ交渉を行う爲に、組合役員と共に、使用者と面會する用意が出来るわけである。委員会は、組合を代表してはいるが、組合大會へ詰つた後でなければ、根本的決定を行うことは出来ない。次に重要なのは、教育委員会である。

教育委員会 この委員は、組合員又は議長によつて選ばれる。この委員会は、単位組合の労働教育計畫を作成するが、その最後案は、一般組合員の批判に供され、最終的に賛同を得ることになる。この計畫が賛成されると、委員会は、全組合員の組合意識を



(12) 委員会で報告をする



(13) 前にたてた計畫を讀返す

高めるために、新聞、ポスター、紙芝居その他を利用して、組合内の教育を責任を持つて行うことになる。

調査委員会 その組合が活躍している産業内の賃金、時間に関する資料を集める。又、経済論文、経済雑誌を研究し、経済界の傾向について組合員に定期的に報告する。

生計費委員会 毎週、その地方の闇市へ出向いて、労働者が購入する品物の値段を調べる。委員は、生計費の豫算を立てる。又、幾人かの組合員に實際の毎月の支出を注意深く帳面につけさせる。こういう方法で、生計費委員会は、一家の實際の收支について、毎月、組合大会で報告するのである。

政治活動委員会 全国組合政治活動委員会と連絡を保つ。委員会は、議會に提出されるすべての新しい法案の研究を行う。又、地方議會議員の名前と、議員がどう決議したかの記録を保存する。更に、労働者の爲に奉仕しなければならないし、又奉仕出来る種々の政府機關及び地方機關の記録を保存する、縣の選挙や總選挙の前に、立候補している人々を訪ねて、労働問題、労働立法に對する態度をきく。この委員会は、労働問題への關心が政治的にどう發展している

かを、組合員がいつも知つていようように、組合員に報告を行うのである。

協同組合委員会 ノールウェー、スイス、オランダ、中國、英國、フランス、米國のような民主的國家の消費組合や信用組合の研究を行い、又、組合が、消費組合の店舗、銀行、交換所を設けたり、擴張したりする場合の方法を組合員に勧告する。

青年委員会 青年の問題を研究し、青年教育や、組合での青年の活動を奨励し、特に青年のためだけの活動を行う。しかし、こういう活動は、まづ第一に全組合員の賛成を得なければならぬことは勿論である。

婦人部があるところでは婦人部が、乃至は婦人委員会が、婦人組合員の爲に同じことをする。公衆の前で上手に演説出来るように、婦人の爲の特別クラスを設けることもある。婦人問題や婦人に適した組合活動をする問題を取扱うための特別會合を開く。こゝでも又婦人委員会は、組合全體の枠の中で活動しなければならぬ。又婦人部は勿論、全國組合の婦人部と連絡を保ち、その婦人部で發行した宣傳文書その他をもらうのである。



(14) 組合大会の計畫をたてる



(15) 演説會

教育委員会は、組合を健全にし且その活動力を保つ上に貢献する多くの重要な活動を行う。

次の漫画(15)~(23)は一般単位組合教育委員会の重要な活動を示したものである。

職場委員会 協約の実施について討議するために、時々経営者と會見し、工場内の不平を出来るため効

果的に處理する方法を工夫する。委員会は、労働法や團體交渉手續その他を、職場委員にもつと完全に教え込むために、職場委員の特別クラスを開くことを教育委員会に要求することもある。職場委員会の委員は、正式に、關係労働者によつて直接選舉される。こうして、工場、鑛山、製作所の各部署の職場委員は、彼のサーピスをうける労働者自身が直接選ぶのである。こうして選ばれた職場委員は、今度は、職場委員長を互選することになる。

慰安委員会 の仕事は、一般組合員が、運動會、社交ダンス、お茶の會、ピクニック、ハイキング、登山などの機會を得るように、その計畫をたてることである。この計畫に組合員が賛成すると、委員会はこれを責任を持つて實行する。仕事の上手なリクリエーション委員会は、組合會計え繰

入れる資金を増加する爲めの、パーティーや、ダンスを開催して、組合の役に立つのである。

交通委員会 交通状態改善に必要な適宜の政治活動について組合員に示唆するために、地方交通組合の研究に忙しい。

住宅委員会は、住宅状態を調査し、更に、よりよい安上りの共同住宅を促進する爲に、民主的な諸外國の共同住宅計畫を調査する。

食糧並配給委員 組合員が配給物の種類と、その値段をいつも知つていようように、その地方の配給要領を常に研究している。又、公定で販賣されるべき食糧を不正に處分したり、闇に流したりされないように組合員を保護するため、地方配給委員会を

組合の代表が調査することを組合に要求することもある。

このように、組合はその仕事を促進するために、種々の委員会を作る。各組合には、多くの手足が必要であるが、この手足は組合員の中から見付けられるのである。

委員会の會合

第二篇 單位組合の構成と運営



(16) 討論會



(17) 映畫、放送、幻燈

経験によると、委員達の小グループが、自分の家で、お茶でも飲みながら話し合うと、委員会の仕事は一番よく出来るものである。一晩中ある本について討論することもあるし、組合への報告書を書いて、午後を過ぎすこともある。又数人の委員に日曜日に鬧市へいつて値段を調べさせたりする。しかし、重要なことは、委員会はその仕事を毎月ではなく、毎日々々しなければならぬということである。委員会は、週一度のことも、二度のこともある。

こういうふうな月日が経つて、月例組合大会や、委員会が開かれているうちに、組合の人々は皆、男も女も、青年も、同僚の前で話をするようになる。その話は短くても、彼等にはよい経験になるのである。

組合の決議案

委員会がある問題についてしばらく研究を行った後に、何か実行しなければならぬと思うことがよくある。すると委員会は、決議案と呼ばれる短い説明書を起草する。説明書は二部に分れ、第一部は問題の説明であり、第二部は委員会の提案する解決案である。次の定例組合大会で、委員会は、報告を行った後で決議案を提出する。組合員が、実行に賛成する投票を行えば決議は正式に成立する。単位組合員に対する又労働運動に対する義務を自覚して一生懸命活動する委員会は、常にこういうようにしていつも進んで実行につとめるのである。

委員

委員は、出来るだけ廣範圍の人にわたつていなければならない。たとえば男の人は、特定の計畫をたてるために女の人と夜一しよに働かなければならなくなると、女の人について、又民主主義について、一そうよくわかるようになる。

同様のわけ、で青年委員会には、年とつた男の人や女の人を一人づつ、委員会の均衡を保つために入れておくべきである。男の人と女の人が委員会で一しよに働くと、組合月例大会に出席して、恥しがらずに公然と問題を討議することが容易になる。



(18) 労働劇、風刺劇



種々の委員会に、廣範圍の委員がいるということは、單位組合の民主主義を成功させる上にきわめて重要なことである。もし組合内で政治細胞が活動していると、組合員はすぐに、組合を左右乃至支配するために、細胞が主要委員會を利用していることを発見する。交渉委員會と教育委員

會は、政治細胞の爲に悪用されないように特に注意しなければならない。

支部協議會との關係

多くの地區で、單位組合は、協力して政策や計畫を遂行する爲に、地區協議會又は縣労働連盟の結成に参加する。そのような場合、支部組合は普通、協議會や連盟の會合に参加する一、二名の代表者を選出する。この代表者は、組合大會毎にその會合で起つたことを報告し、しばしば會合の決議にどう投票するかについて一般組合員から指圖をうける。單位組合が自身で解決出来ない問題が起ると、決議案を作成して、この代表者が協議會又は連盟に持つてゆく。

全國組合との關係

民主的諸外國の多くの支部組合では、その一般組合員が入場を許可する決議を行うまでは、全國組合の役員や代表者は、支部組合大會へ入場することさえ出来ないことになっている。これは、支部組合の完全な自主性を強調するものである。

勿論、支部組合が、全國組合に委任してある權限もある。普通、全國組合は次のような權利と義務をもっている。すなわち、それは支部組合の帳簿を監査し、支部組合が計畫したストライキを許可し、各支部組合が全國組合規約に定められている組合民主主義という根本的要求に従つて行動するようにさせることである。

全國組合年次大會に先立つて、各支部組合は、年次大會え代表者二三名を出すことを要求される。各支部組合は、全國組合及び、労働問題一般についての種々の問題を扱う委員會の多數意見を表明した決議を、大會え送付するのが普通である。

全國組合のサービス機能

しかし乍ら、全國組合の最も大切な性格の一つは、そのサービ



(20) 文 學



(21) 役員及び一般組合員の爲の教育

スにある。その名にふさわしい全国組合は、専門家や手腕家のスタッフを十分揃えた種々の部を持つていなければならぬ。全国組合には、組織部、調査部、法律部、教育部、出版部、政治活動部、婦人部がある。これらの部の仕事は政策を作成するのではなくて、支部組合の爲にサービスすることである。

未組織工場え、労働者と會合を開いて組合を結成することを説得する爲に代表者が派遣される。

ある支部組合が、團體交渉に入ろうとする時、全国組合調査部へ、該産業の利潤についての完全な事實、數字、賃金率、他の組合の労働協約の條項その他について知らせてくれるように要求することもある。

出版部の仕事は、新聞、雑誌等の機關誌を出版して、一般組合員が、組合の事情、國內狀勢をいつも知つていようにするのである。

教育部の機能は、支部組合教育委員会が、労働教育を行うのに役立つパンフレットや本を書いたり、幻燈、紙芝居、パンフレット、ポスター類を支部組合のサービスの爲に、全国的標準によつて作成することである。

政治活動部は、労働問題に關係ある當面の提出法案についての情報を支部組合え定期的に知らせる。又、傘下支部組合え、どの議員が、ある法案に對してどのように投票したかを報告し、又種々の政府機關と連絡してこれを報告し、これ等機關が、労働問題の分野で何をなしたかを組合員がいつも知つていようにするのである。

法律部は、労働委員の仕事會を常に研究し、全支部組合え抜粋報告書を發送する。又、支部報組合が、事件を、労働委員会え提訴するに當つて援助を必要とする時には、それを援助しなければならぬ。

サービス機能

全国組合の各部の事業は、全国組合格約に明確に規定されてい

第二篇 單位組合の構成と運営



(22) 唱 歌



(23) 展 覽 會

るし、又規定しなければならぬ。各部特有の政策は、全国組合年次大会で、多数決によつて採擇された全般的な決議の中に概括されていなければならない。全国組合各部の機能は、宣傳を行つたり、政治的活動をしたりするのではなく、支部組合から要求を受けた時に、サービスすることである。

縣協議會のサービス機能

縣労働連盟や縣協議會も、同様の形で支部組合にサービスを行い支部組合の希望を實行するために存在している。これら縣團體は、労働教育學校を主催したり、政治運動を行つたり、地域的問題の研究その他をする。繰返して言うが、縣労働連や協議會は、参加支部組合の指圖で活動するのである。

單位組合

小さい單位組合の多くは、規模の小さく、財力の不足によつて、教育、出版その他の活動が出来ないところばす。多くの場合、ある町又は村の組合は、協力して活動するために連合している。

これ等小さい組合は、單獨では、思うような活動も出来ないかもしれない。しかし、互に手を取り合つて、共通な政策を行えば、希望しているような活動を成し遂げることが出来るのである。

結 語

一口に言ふと、單位組合は、組合員が組合の仕事に活潑に参加することを奨励するように作られている。組合は、組合員が出来るだけ多くのサービスをうけるやうに組織されなければならない。

全國組合や上級組合に支配されることを許している組合は、全體主義が組合に擴がるのを許していることになる。組合員が組合のことに参加することを規定していないような組合は、その根本目的を破壊しているやうなものである。

民主的労働組合主義は、下から上へと育つてゆく。しばしば組合大会を開き、議事手續を踏み、秘密投票で役員を選挙し、上級團體へ援助を乞ふ以前に出来るだけのことをしようとするやうな支部組合は、強力で堅固で、自由で、獨立な民主的労働組合主義を日本で發達させる爲の役割を十分果しているのである。

よく組織され、又民主的な労働組合運動をしつかりと保證するものこそ、活潑で力強い單位組合に他ならないのである。

14366

昭和二十三年七月一日 印刷
昭和二十三年七月五日 發行

定價 四十圓

労働組合の
組織と運営

譯編者

労働省勞政局勞働教育課

東京都港區芝公園六號地

中央労働學園内

發行者

飯田 北 理

印刷者

東京都港區芝三田豐岡町八
川口 芳太郎

發行所

東京都港區
芝公園六號地

財團
法人

中央労働學園

電話 芝二七五、二一三一—五
發售 東京一九五四三九
會員 香號 B 二〇三〇〇八

24. 5. 10
年 月

日

732

0	0								

閱覽齊

ac

